

協調会編『俸給職工調査』における就業概念の特徴

—— 千本暁子氏による批判の検証(2) ——

谷 沢 弘 毅

目 次

- | | |
|--------------|----------------|
| 1. はじめに | 4. 非世帯主の就業把握問題 |
| 2. 有業率の大幅な相違 | 5. 終わりに |
| 3. 調査方法の特徴 | |

1. はじめに

筆者は2004年12月に『近代日本の所得分布と家族経済—高格差社会の個人計量経済史学』を出版したが、この拙著に対して現在に至るまで数編の書評が発表されている。そのなかで千本暁子(阪南大学)氏によって発表された書評類では、様々な批判が提示されているが⁽¹⁾、そこには(財)協調会編『俸給生活者・職工生計調査報告』同会、1925年(以下、『俸給職工調査』と省略)の就業概念に関連した批判が含まれていた。具体的には、2006年10月に開催された社会政策学会第113回大会の書評部会で、千本氏が拙著の書評をおこなった際に配布した資料(以下、「配布資料」と呼ぶ)に示された、以下のような疑問である(なお協調会調査とは、『俸給職工調査』のことである)。

「**疑問3** 協調会調査の有業者には内職従事者が含まれているのではないか？」⁽²⁾

筆者は、同調査における就業状態の把握方法に関して「本業を持たず副業のみの者(つまり内職等のみの者)は有業者に含まれない」と判断していたため、千本氏の批判はきわめて明快であった。しかも同氏は、その根拠として『俸給職工調査』より「家族収入＝継続的と一時的とを問わず家族の働きより得たる収入一切を含む」という用語の説明部分を引用しているため⁽³⁾、筆者が明らかな間違いをした、と第三者は考えるであろう。つまり原資料中の文章を引用している以上、筆者の間違いであったことはほぼ確実であると考えるのが一般的である。この『俸給職工調査』における就業概念に関する問題は、同氏による他の批判とも関連しているため⁽⁴⁾、これらの反論をおこなうためにも解決すべき問題である。

ところで同調査は、戦間期を代表する家計調査としてしばしば研究者の分析対象となって

きたため、その特徴についてもいくつか指摘されてきた。例えば鮫島龍行は、①中間階級の生活問題が議論を呼びつつあった大正期の問題意識をとらえた調査の代表例であること、②調査対象世帯の基準として、当初は収入制限を設けていなかったこと、③家計支出費目の用途分類方式を厳格に規定させたこと、④当時流行していたケトの採用を見合わせたこと、⑤個票データを掲載していること、の5つを特徴として上げている⁶⁾。さらに近年は、収支内訳が世帯別に集計された個票データ（いわば世帯別データ）が報告書の末尾に添付されていたことも、注目されるようになった。

ここで重要なことは、報告書中に就業関連のデータが掲載されていたにもかかわらず、先行研究では就業概念について全く検討されていなかった点である。しかし筆者は、この就業関連データがきわめて重要な情報を含んでいることを初めて指摘したが、その一方ではこの就業概念に多くの問題があることを主張した。それゆえ筆者には、なぜこのような考えを持つに至ったか、その経緯をできるだけ丁寧に説明することによって、『俸給職工調査』における就業概念の把握方法に関する、千本氏と筆者の考え方の溝を埋めることが求められている。また統計制度史の視点からみると、『俸給職工調査』を検討することはたんに同調査で採用された概念を論じるばかりでなく、1920年代の家計調査がいかなる問題を抱えつつ試行錯誤を繰り返しながら改良されてきたか、それゆえに我々はどうのような癖（統計バイアス）に留意しながら家計調査を利用していけばよいか、などを考える際に重要な情報を提供しよう。

千本氏の書評の末尾では、筆者に対して「著者自らが責任を持って論文を検証し、公表することを望む」⁶⁾といった要請がおこなわれている。このため本稿は、この要請に応えることによって、書評やそのベースとなっている各種批判に対する詳細な反論をおこなうための材料を提供することを目的としている。いわば協調会調査に関する、谷沢＝千本論争（失礼ながら、論争名の慣例に従って口火を切った筆者の名前を先に記した）に決着をつけることが、筆者に求められた研究者としての責務と認識した。筆者はこの目的のために、すでに「子供の労働は妻よりも市場参入的か？—千本暁子氏による批判の検証(1)」『札幌学院商経論集』第24巻第1号、2007年を發表している。それゆえ本稿は、前稿の姉妹編として位置付けられる点を併せて指摘しておきたい。

2. 有業率の大幅な相違

議論の初めとして、まず表1と表2を参照されたい。表1は協調会が1921年6月～1922年5月までの1年間調査した『俸給職工調査』の世帯構成員別の有業率、表2は東京府内務部が1922年11月の1ヵ月のみ調査した『東京市及近郊町村、中等階級生計費調査統計篇』（以下、『中等階級調査』と省略）の世帯構成員別の有業率である。このうち『俸給職工調査』は東京を含む12府県を対象として実施されたため、表1は東京地方（東京・神奈川）に限定し

表1 職工・俸給世帯(女性)の世帯員別有業率(1921年)

(単位:%)

	職工世帯			俸給世帯		
	女性	妻	他の女性	女性	妻	他の女性
0～4歳	0.0	—	0.0	0.0	—	0.0
5～9歳	0.0	—	0.0	0.0	—	0.0
10～14歳	0.0	—	0.0	0.0	—	0.0
15～19歳	19.2	0.0	24.5	0.0	0.0	0.0
20～24歳	5.9	0.0	33.3	12.4	15.5	0.0
25～29歳	7.1	7.6	0.0	5.3	5.3	—
30～34歳	9.1	9.1	—	25.0	25.0	—
35～39歳	0.0	0.0	—	0.0	0.0	—
40～49歳	12.5	16.7	0.0	0.0	0.0	0.0
50～59歳	0.0	0.0	0.0	0.0	—	0.0
60歳以上	0.0	—	0.0	0.0	—	0.0
15歳以上計	7.2	5.3	12.7	9.1	13.0	0.0

- (注) 1. 調査票では、年齢をかぞえ年で記入させているため、本表の年齢区分は報告書の年齢区分から1歳を引いている。
 2. 俸給世帯=官公吏+教員+会社員, 職工世帯=機械器具+化学飲食物+染織+交通+鉱業+雑である。
 3. —は該当集団が存在しないことを示す。
 4. 他の女性とは子供と尊卑族であり、親族以外の同居人または雇人は除外されている。
 5. 俸給世帯の数値は、表5の数値を以下のように加工して算出した(なお職工世帯の数値も同様の方法によって算出)。有業人月÷総人月=有業率
 (資料) 協調会編『俸給職工調査』1925年の附録4～5頁(東京地方)。

表2 職工・俸給世帯(非世帯主)の世帯員別有業率(1922年)

(単位:%)

	職工世帯				俸給世帯			
	非世帯主	妻	子供	他の家族	非世帯主	妻	子供	他の家族
0～6歳	0.0	—	0.0	—	0.0	—	0.0	—
7～14歳	3.4	—	3.2	7.1	1.5	—	1.3	7.1
15～19歳	51.6	37.5	49.3	71.4	18.1	18.2	16.3	22.0
20～24歳	} 32.8	46.4	} 58.8	} 47.8	} 22.5	21.7	} 43.2	} 22.8
25～29歳		44.8				28.7		
30～39歳		31.4				27.1		
40～49歳		29.3				15.8		
50歳以上		0.0		7.4		0.0		4.1
15歳以上計	35.9	36.5	51.1	22.9	21.9	24.7	24.4	12.3

- (注) 1. 調査票では、年齢をかぞえ年で記入させているため、本表の年齢区分は報告書の年齢区分から1歳を引いている。
 2. 俸給世帯=官吏+公吏+警察官+小中学校教員+銀行会社員, 職工世帯=電車従業員+職工+雑。
 3. —は該当集団が存在しないことを示す。
 4. 他の家族とは尊卑族であり、尊卑族以外の同居人あるいは雇人は除外されている。
 (資料) 東京府内務部社会課編『中等階級調査(統計篇)』1925年, 24～25頁の第七表より作成。

た集計値である。2つの調査は、その対象地域、対象時点、対象階層において、互いを比較することが最も適切な調査であると考えられる。

ただし両調査を比較するにあたっては、いくつかの疑問点を解決しておかなければならない。第一は、調査期間が1年間と1月間と大幅に異なっているほか、11月1ヵ月のみでは季節要因の影響を強く受けるのではないかといった疑問である。しかし戦前期の調査で1ヵ月しか調査を実施しない場合には、しばしば年間の平均値となる11月を調査対象期間に決めていた⁽⁷⁾。ちなみに『中等階級調査』の「総説」では、「十一月を選びしは、特別支出を有せざる普通の月といふ意に過ぎず」⁽⁸⁾と説明している。ここで特別支出とは、12月に発生している借入金の返済等が想定される（詳しくは、後掲の図4を参照）。一方、『俸給職工調査』では、調査期間の中間月が11月となるから、両調査はちょうど1年のラグで調査されたことになる。というよりも11月を中心とするように、調査期間が計画的に設定されたのであろう。そして『俸給職工調査』の1ヵ月平均額=100とした場合に、11月の収入水準は俸給世帯89.0、職工世帯102.8となるほか⁽⁹⁾、他方、11月の支出水準では俸給世帯95.7、職工世帯104.5であった⁽¹⁰⁾。収入水準で俸給世帯の低さが目立つが、おおむね両世帯とも11月は年間の平均水準であったといえよう。

次の疑問は、異なる調査期間で計測された有業率を比較できるのかという点である。通常の調査では、もし不定期あるいは短期間しか就業しなくても、その調査期間中に1回のみ職業を調査されれば、有業者とみなされてしまう。『中等階級調査』では、このような職業名ベースで就業状態が把握されていた⁽¹¹⁾。他方、『俸給職工調査』で同方法が採用されれば、調査期間が1年間であるためかなりの人数が有業者に分類される可能性がある。しかし同調査の附録に掲載された就業関連統計は、幸いにも毎月かならず職業調査を実施し、もし職業欄に職業名が掲載されていれば有業、掲載されていない場合には無業と計算することによって、世帯員別の就業状態を把握していた。つまり職業情報を個人別に12回収集した上で「人月」ベースで加重平均することによって、『俸給職工調査』でも1ヵ月しか実施しなかった『中等階級調査』と比較できるようになった。

もちろん多様な就業パターンがあったと予想されるため、両調査の有業率は厳密には一致しない（この点は、後の説明を参照）。しかしそれを認めたとしても、上記のとおり『中等階級調査』の調査対象月であった11月の所得水準がほぼ年間を通じた月平均に近い状況にあった。この事実からも、『中等階級調査』が概ね平均的な就業パターンの時期に実施された調査として、『俸給職工調査』と比較することが可能であるとみなすことができよう。このような調査方法を採用することによって、調査期間の異なる2つの調査を比較することができるほか、『俸給職工調査』の致命的欠点である調査世帯数の少なさもカバーできる。ただし対象世帯が自営業を営んでいる場合には、必然的に家族労働が発生する。この家族労働が実際に発

生していなくても、家業を支える一員として職業名を記入することによって、職業名ベースでは有業者に振り分けられることとなろう。それゆえ厳密にみると、自営業などで就業状態の判断が実態と一致しない事例が発生する可能性がある点に留意すべきである。

以上の理由によって、異なる考え方にもとづいて作成された両調査であっても、基本的には有業率を比較することは可能である。そこで表1と表2を比較してみると、両調査の有業率はまったく異なる水準を示している。例えば両調査で調べられている妻に限ってみると、15歳以上計では職工世帯が『俸給職工調査』5.3%、『中等階級調査』36.5%、俸給世帯が『俸給職工調査』13.0%、『中等階級調査』24.7%となり、職工・俸給世帯とも『俸給職工調査』が『中等階級調査』より極端に低くなっている。しかも『俸給職工調査』に限ってみると、職工世帯<俸給世帯となっている点は注目すべき事実である。これとの関連で全国計の有業率を紹介すると、職工世帯25.4%、俸給世帯31.7%となり⁽¹²⁾、やはり俸給世帯の妻ほうが職工世帯よりも高くなっているため、東京地方ゆえの特殊性として処理することはできない。後述(表3(A))のように世帯主収入は俸給世帯が職工世帯よりも多いため、ダグラス=有沢の法則(特に第一法則)に従うと、妻の有業率は俸給世帯が職工世帯よりも低くなるはずであった。その予想に反して、俸給世帯が職工世帯よりも高くなったのである。

なお『俸給職工調査』では、収入面に家族収入という項目が掲載されている。それゆえ対象世帯のうち家族収入の計上されている世帯の割合を有業世帯率と呼んでおこう⁽¹³⁾。もし1世帯当り人員が一致していれば、この比率は概ね非世帯主全体の有業率と類似した動きをするはずである。幸い『俸給職工調査』では両世帯とも4.1人で一致しているため、その有業世帯率を計算すると、職工世帯が $56.8\% (= \frac{42 \text{戸}}{74 \text{戸}} \times 100)$ 、俸給世帯が $51.4\% (= \frac{18 \text{戸}}{35 \text{戸}} \times 100)$ となる。世帯主収入の低い職工世帯で有業世帯率が若干高くなっていることは納得がいくが、その反面、妻の有業率は上記のとおり職工世帯のほうが俸給世帯よりも低くなっていた。このような関係はやはり、違和感を覚える現象ではなかろうか。要約すると、①各世帯とも、『俸給職工調査』の有業率が『中等階級調査』のそれよりも全般的に低いこと、②『俸給職工調査』の妻の有業率に限ると、俸給世帯が職工世帯よりも高くなっていること、の2点に注目していかなければならない。

年齢階層別の有業率をみると、『俸給職工調査』の俸給世帯において20~24歳15.5%、25~29歳5.3%、30~34歳25.0%、35~39歳0.0%、40~49歳0.0%となり、極端なM字型就業となっている。この形状は『中等階級調査』における同世帯・同年齢層の有業率と比べても、大きな変動を伴っている。また『俸給職工調査』の職工・俸給世帯とも35~39歳において、有業者がまったくいないことも気になる点である。全体として、『俸給職工調査』は『中等階級調査』と比べて過小な水準であるだけでなく、年齢階層別に極端な変動を伴っていることに注目しなければならない。

表3 『俸給職工調査』と『中等階級調査』の世帯属性比較（東京地方分）

(A) 谷沢による比較

		調査 世帯数 (戸)	1世帯 当り人員 (人)	実収入(円)		実支出(円) (C)	(B)/ (C)
				(A)	世帯主収入 (B)		
①『俸給職工調査』 (名目値)	俸給世帯	35	4.1	149.43	120.88	130.48	92.6
	職工世帯	74	4.1	114.38	95.73	110.45	86.7
②『中等階級調査』 (名目値)	俸給世帯	658	4.2	122.81	100.44	130.49	77.0
	職工世帯	369	4.4	105.41	87.18	106.82	81.6
③『中等階級調査』 (実質値)	俸給世帯	—	—	124.98	102.21	132.80	77.0
	職工世帯	—	—	107.27	88.72	108.71	81.6
名目値比較 (②/①)	俸給世帯	—	—	82.19	83.09	100.01	—
	職工世帯	—	—	92.16	91.07	96.71	—
実質値比較 (③/①)	俸給世帯	—	—	83.64	84.56	101.77	—
	職工世帯	—	—	93.79	92.68	98.42	—

- (注) 1. 両調査の俸給世帯と職工世帯の定義は、表1と表2の(注)を参照。
 2. 『俸給職工調査』の実収入=世帯主収入+家族収入+実物+其他。
 3. 『俸給職工調査』の実支出=第一生活費+第二生活費+第三生活費(弁済を含まず)。
 4. 『中等階級調査』の実収入=世帯主ノ収入+配偶者収入+家族収入+財産収入+営業収入+貸間収入+賄料+受贈雑収入。
 5. 『中等階級調査』の実支出=飲食物費+住居費+被服費+燃料燈火費+其ノ他(弁済を含まず)。
 6. 『中等階級調査』の数値は、各職種の数値に世帯数比率を掛けて算出した。
 7. 『中等階級調査』の実質値の計算にあたっては、基準年を1921年としたほか、家賃を含む消費者物価指数を利用した。

(資料) 協調会編『俸給職工調査』1922年、東京府内務部編『中等階級調査』1925年、大川一司ほか編『物価』(長期経済統計, 第8巻), 東洋経済新報社, 1967年の135頁。

(B) 千本氏による比較

		調査 世帯数 (戸)	1世帯 当り人員 (人)	収入合計(円)		支出(円) (C)	(B)/ (C)
				(A)	世帯主収入 (B)		
①『俸給職工調査』 (名目値)	俸給世帯	35	4.1	171.34	120.88	137.33	88.0
	職工世帯	74	4.1	131.59	96.40	113.12	85.2
②『中等階級調査』 (名目値)	俸給世帯	658	4.2	122.81	100.44	130.49	77.0
	職工世帯	288	4.5	99.03	82.78	102.68	80.6
	その他世帯	81	4.3	128.13	102.32	—	—
名目値比較 (②/①)	俸給世帯	—	—	71.68	83.09	95.02	—
	職工世帯	—	—	75.26	85.87	90.77	—

- (注) 1. 『俸給職工調査』の俸給世帯と職工世帯の定義は(A)表と同一。
 2. 『中等階級調査』の俸給世帯の定義は(A)表と同一。職工世帯=電車従業員+職工。その他世帯=雑
 3. 『俸給職工調査』の収入合計=世帯主収入+家族収入+借入+入質+実物+貯蓄引出+其他。
 4. 『俸給職工調査』の支出=第一生活費+第二生活費+第三生活費(弁済を含む)。
 5. 『中等階級調査』の収入合計=世帯主ノ収入+配偶者収入+家族収入+財産収入+営業収入+貸間収入+賄料+受贈雑収入。
 6. 『中等階級調査』の支出=飲食物費+住居費+被服費+燃料燈火費+其ノ他(弁済を含まず)。
 7. 『中等階級調査』の数値は、各職種の数値に世帯数比率を掛けて算出した。

(資料) 千本暁子「書評、谷沢弘毅『近代日本の所得分布と家族経済』」(2006年10月の第113回社会政策学会秋季大会での配布資料)の6頁, 下部の表より関連部分を抽出。ただし名目値比較は谷沢が独自に計算。

このように本稿の目的である『俸給職工調査』の就業概念を明らかにするためには、『中等階級調査』との有業率の乖離を説明することが是非とも必要となる。その際には、議論を2段階に分けて考える必要がある。すなわち第一段階はどの調査が実態に近いのか、あるいはどちらの調査が実態から乖離しているのか、第二段階はもし『俸給職工調査』が実態から乖離しているとすると、その要因はなにか、である。第一段階の件は、表1・2の比較分析から明らかのように、『中等階級調査』が実態に近い調査であり、『俸給職工調査』はむしろ実態よりかなりかけ離れた調査であったとみなすことが妥当であろう。この判断は、次節の調査方法の検討によっても裏付けられることになる。

第二段階の実態(ここでは実態をとりあえず、『中等階級調査』と比べて相応な水準と想定する)から乖離した要因として、以下の3つが考えられる。第一は調査時点における経済環境の差、第二は対象世帯の収入水準の差、第三は就業状態の把握方法の差である。これらの要因を、表3(A)にもとづき検討していこう。なお、このほかに世帯人員についても考慮する必要があるが、表3(A)からいづれもほぼ4人であるため、有業率の差には影響を与えていないはずである。

まず経済環境の差については、当然のことながら第1次大戦後における反動不況の影響を考慮しなければならない。この点を東京地方に限定してデータで示すことは極めて困難であるが、実質GNEと物価動向については若干、データで把握しておこう。まず実質GNE(1934~36年=100)は、1921年=12,153百万円、1922年=11,831百万円、前年比はマイナス2.6%となり、たしかに不況の影響が現われている⁽¹⁴⁾。また物価動向は、東京市の消費者物価指数(1934~36年=100)のうち家賃を含む指数をみると、1921年=129.02、1922年=126.78、家賃を除く指数では1921年=140.51、1922年=137.76となる。その変化率は、前者が1.7%減、後者が2.0%減となり、ほぼ両指数とも2%程度の物価下落であった。このような不況下では、派生需要としての性質が色濃い労働需要は、当然ながら減少したと考えられるため、景気の後退は無業率を上昇(あるいは有業率を低下)させる方向に作用したはずである。すなわち経済環境の悪化は『中等階級調査』の有業率を『俸給職工調査』より低くさせるように作用したから、景気後退の影響で有業率の大幅な差を説明することは不可能である。

次に対象世帯の収入水準の差については、表3(A)を参照されたい。いま②/①のように名目値で比較すると、俸給世帯では実収入・世帯主収入ともほぼ8割強であるが、職工世帯では実収入・世帯主収入ともほぼ9割台となる。さらに③/①のように実質値でみると、いずれも名目値より数パーセント上昇しているにすぎない。つまり収入(特に世帯主収入)の減少が、『中等階級調査』の有業率を『俸給職工調査』より高くさせるように作用したことになる。このような説明は一見するとおもしろいが、収入面でほとんど大差ない職工世帯で有業率に大きな差がある事実を指摘しておきたい。それゆえ収入の影響による有業率の

差といっても、それほど大きな差が発生しているわけではないが、(景気後退に伴う)物価下落の影響よりは大きな影響を与えていたと思われる。

さらに重要な点は、実質収入の高い『俸給職工調査』のほうが実質収入の低い『中等階級調査』よりも有業率が低くなっているが、はたしてこのような実質収入の差に見合って有業率が低下しているのかどうかである。先述したように『俸給職工調査』における妻の有業率が年齢階層ごとに極端な変動を示している点から判断すると、両調査の有業率の差を収入水準の差だけに求めることには無理がある。また妻の有業率に関して、①『中等階級調査』では職工世帯>俸給世帯であるが、『俸給職工調査』ではその逆になっていること、②世帯収入・世帯主収入のいずれも『中等階級調査』の俸給世帯が『俸給職工調査』の職工世帯より高かった状況でその有業率も高かったことも、大きな疑問といえよう。

なお表3 (A) の右端の (B) / (C) に注目してほしい。この指標は、一家の大黒柱である世帯主が実支出の何割を勤労収入として稼いでいるかを示している。この指標は、千本氏によって「性別役割分業の形成状況」を反映した指標とみなされている。『俸給職工調査』をみると、俸給世帯(92.6%)が職工世帯(86.7%)を大きく上回っているにもかかわらず、その妻の有業率でも表1のように俸給世帯が職工世帯よりかなり高くなっている。これは常識的に考えると、予想外の事実であろう。これらの事実を総合的に勘案すると、有業率の乖離は第三の就業状態の把握方法が両調査で異なっているために発生したと考えることが、もっとも妥当な判断といえよう。

ところで千本氏は、2006年10月の学会書評部会の席上、筆者に対して有業率の差は第二の収入の差によって発生したにすぎないと主張した。しかし同氏がその根拠とした「配布資料」6頁の表から関連部分を抜き出した表3 (B) を表3 (A) と比較すると、同一数字でかなり大きな相違が発生していることがわかる。このような大きな相違が発生した理由として、千本氏の表が以下のような手順で作成されていることがあげられる。①『俸給職工調査』の収入に、借入、入質、貯蓄引出が含まれること、②『俸給職工調査』の支出に、弁済(借入金・質の返済)が含まれていること、③『中等階級調査』の職工世帯が職工と電車従業員で構成されており、「雑」(つまり雑工業世帯)が除外されていること⁽¹⁵⁾、④名目値で比較していることである。このうち①、②は、『中等階級調査』と同様の実収入・実支出概念に調整されていないことを示している。先行研究では、『俸給職工調査』の原データを実収入・実支出概念に調整した上で他の統計と比較することが、すでに当たり前となっているため⁽¹⁶⁾、千本氏の分析方法は異質であるといえよう。また③は、『俸給職工調査』の職工世帯に「雑」が含まれていたが、『中等階級調査』では報告書の分類をそのまま採用して「雑」を除外していた。『中等階級調査』で「雑」を加えると収入水準が上昇するため、批判の理由付けとしては除外することが有利である⁽¹⁷⁾。④は、既述のように『中等階級調査』を過小評価する。

以上3点は、いずれも『俸給職工調査』を実態よりも過大に、『中等階級調査』を実態よりも過小に、それぞれ評価する欠点を意味している。これらの操作によって、有業率の差が収入の差で説明できるという主張を容易なものとして置いている。しかもこのようなデータの扱いは、なにも今回の書評に限ったことではなく、かなり長い期間にわたっておこなってきたようである⁽¹⁸⁾。千本氏は、拙著のデータ加工を厳しく批判するわりには、ご自身は中途半端なデータ加工をおこなっていた。それゆえ表3(A)のようにデータを変更しても、あくまで収入の差によって大幅な有業率の乖離が発生していると主張できるのであろうか。特に職工世帯に関しては、(A)表のように世帯主収入が実質値比較で93%に達しており、妻の有業率の差がほとんど収入差では説明つかなくなっている事実を、再び提示しておきたい。

3. 調査方法の特徴

前節の議論は、あくまで2つの調査のデータを比較した上で得た特徴にすぎない。しかし残念なことに、基準とすべき実態を正確に反映した第三のデータが存在しない以上は、両調査の個別特徴を厳密に把握することは不可能である。そこで両調査がいかなる手順・方法で実施され、さらに集計・公表されたかを検討することによって、発生していた問題を推測する以外に方法はないだろう。

初めに、両調査のうち相対的に正確な就業情報を収集していると推測される『中等階級調査』から、その調査方法をみておこう。同調査は、1月間という短期間であったものの、事前準備を周到におこなっていた⁽¹⁹⁾。すなわち調査に対する援助者を集めるために、婦人雑誌社、新聞社、諸官庁、銀行、会社、工場等に前後2回に涉って調査主任者を募集して、同人達に調査の趣旨説明会を開催した。さらに調査の趣旨・調査範囲等を宣伝する目的で、「生計費調査趣意書」3.5万枚、「家計を記ける趣旨」4.5万枚を、小中学校、銀行、工場、市区役所、町村役場、諸官庁、警察署等に配布して、記入世帯を募集した。調査は家計簿を記入する方式(家計簿方式)で実施されたが、その配布を東京府社会課で直接おこなったほか、小学校または篤志世話人によって10月30日までに実施された。記入を完了した『家計簿』は、無記名のまま封筒に入れて回収している。

調査票は、図1に示されている『家計簿』である。ここでは「現金収支関連欄」のほか「家族状況欄」「主要家計日記」「繰越関連欄」「主人用収支控え欄」など、収支の周辺情報も包括的に入手できる様式で構成されている。このうち就業状態の把握にとって重要な項目は、職業・収入部分である。まず職業は、図1のように家計簿の表紙裏の「家族状況欄」で、世帯員別に世帯主との続柄、年齢(数え年)、本業・副業別の職業名、1ヵ月の勤労所得(定収)を記入させていた。また「家計記入欄様式」と名付けられた「現金収支関連欄」では、「現金収支」と「掛買控」に分類されていたほか、その記入心得として「質入シテ金ヲ得タ時、貯

図1 『中等階級調査』の調査票

(表紙様式)

簿 計 家	大 正 年 月	町 村 郡 區 現 住 所
-------------	---------------	---------------------

(表紙裏様式)

種 別	世帯主ト ノ 續 柄	年 齢 (數へ年)	職 業		一 勤 務 所 得 (定 收)	備 考
			本 業	副 業		
家 族	1					
	2					
	3					
	4					
	5					
	6					
	7					
	8					
計						
住 宅	一戸建二戸建 又ハ長屋建		家 賃 月 額 代 間 金		保 險	種 類 契 約 額
	室 數		造 作 買			
	室ノ種 類		貸 間 代			
	疊 數					

(注) 上記の調査票のほか、世帯主の収支等を把握するために、「主人用収支控」(同・13頁)がある。

(資料) 東京府内務部編『中等階級調査』(記述篇) 7頁。

図1（つづき2）

（記入例様式）

月日	現金收支				掛買控		
	種目	用途	収入金額	支出金額	種目	用途	金額
11 1	前月繰越金		850		△木炭一俵	家族用	220
" "	妻内職仕立賃		250		△白米一斗	家族用	400
" "	次男俸給		2000				
" "	洋服代80圓ノ内 第二回拂込	主人用		2000			
" "	女下駄一足	妻用		320			
" "	散髪代	子供一人		40			
" "	野菜	家族用		30			
" "	茶菓子	來客用		50			
" "	菓子折一箇	病氣見舞		150			

※主人ノ小遣何圓テハ困リマスカラ細カク書イテ下サイ
※△印ハ掛買支拂ノ印デス

※厘位ハ四捨五入シテ下サイ

（繰越欄様式）

現金品 前月ヨリノ繰越				前月支拂不足		備考
種目	数量	用途	見積価格	種目	金額	
						現金、米、麥、味噌、醤油、薪炭、電車回数券等一切前月カラ今月ニ繰越シタ品物ノ名、数量、見積價格ヲ記入シテ下サイ

（資料）東京府内務部編『中等階級調査』（記述編）10頁。

金ヲ引出シタ時、金ヲ借りタ時、利殖シタ時等ハ皆収入デス」⁽²⁰⁾といった注意書きがある。もちろん収入の記入例には、「妻内職仕立賃 2.5 円」、「次男俸給 20.0 円」と具体的に明示されていた。『家計簿』のデータをもとに集計された統計表では、収入面では世帯主収入、配偶者収入、家族収入、財産収入、営業収入、貸借収入、賄料収入、受贈、雑収入に集約された。ほぼ実収入ベースの項目が並んでいる⁽²¹⁾。

なお同調査から有業率を計算する場合には、職業欄に記入された職業名より本業・副業別の計算が可能であるほか、家計記入欄の個別収入より計算が可能である。報告書中にある有業率がいずれのデータを使用して計算したのかは明記されていない。しかし世帯員別の本業・副業別職業内訳が統計表として掲載されていることから判断すると、おそらく前者を利用して有業率を計算していたと推測される。内職に代表される副業をあえて記入させるように枠を設けたことから、正確に記入したのではないと思われる。もっとも調査期間が1ヵ月しかなかったことから判断すると、いずれの方式で記入したとしてもさほど大きな乖離は発生しなかったとも推察される。

他方、『俸給職工調査』に関する情報は、かならずしも多くない。なぜなら報告書のなかには、「本書は本会労務課に於て、大正十年六月より翌十一年五月に至る満一ヶ年、二府十県に亘り俸給生活者及職工の生計調査を為したる結果を収録したものである」⁽²²⁾とある。また、「本調査に当りては、如斯調査は眞にその趣旨を理解するものに其対象を求めざれば、到底所期の目的を達し難きを思い、各地に係員を出張せしめて地方熱心家の参集を乞ひ、生計調査の必要を力説したる結果大方の賛成を得て、初め千六百世帯を得る予定なりしを、応募者数実に二千七百六十五名を有資格者として、前述の如く大正十年五月より一斉に記帳を開始せしめた」⁽²³⁾と記述されているだけである。

この記述をみるかぎりには、①協調会が自ら調査を実施したこと、②記帳希望者が予想外に多数となり、その応募も容易におこなわれたこと、③係員が地方に頻繁に記帳指導に向向したこと、といった内容が推測されよう。事実、筆者も当初はこのように考えていた。しかしこれら3つの点に関連して、たまたま筆者は以下のような情報を入手することができた。すなわち日本統計研究所編『日本統計発達史』によると、同調査の調査経過として、「各地に係員を出張せしめて、地方熱心家の参集を乞ひ、生計調査の必要を力説し、また修養団及希望社発行の雑誌「向上」、「希望」誌上にその趣旨方法を発表し、もって家計簿記入者を募った結果、(以下省略)」⁽²⁴⁾(傍点は筆者)と記述していた。つまり①の件に関して本調査は、協調会が自前でおこなったのではなく、修養団という組織に外注していたのである。このような情報は、千本氏ほか先行研究者が全く把握していなかった事実ではなからうか。

それゆえ我々は、外注先の修養団で実施された調査内容(作業手順・内容や作業規模等)を調べる必要がある。筆者は、このために国会図書館に保存されている戦前期の雑誌より、

『向上』『希望』を入手することを目論んだが、実際に同館に出向いて検索してみると両雑誌とも保管されていないことがわかった。そこで今度は、インターネット上で検索した結果、修養団が現在も活動していることが確認できたので、渋谷区にある同本部で上記雑誌を閲覧させてもらった⁽²⁵⁾。

修養団は、1906年に蓮沼門三（1882-1980）を中心として設立された、戦前を代表する社会教育団体である。その活動は短期間に急速に拡大し、1919年には団員数が2万人に達した⁽²⁶⁾。ちなみに『向上』は、同団の機関誌として1908年1月に創刊されている。このような組織拡大のなかで、同団は当時の政治中枢部との密接な関係を保っており、第2代団長を務めた平沼騏一郎がその後総理大臣になったほか、社会教育の中心を担った「天幕講習会」では内務省、文部省より多額の補助金が交付されるなど、異例の便宜を受けていた。また同団の幹事長であった後藤静香（1884-1969）が、1919年に田尻稲次郎（初代団長）、渋沢栄一（顧問）、森村市左衛門（顧問）と『活ける声』を出版するなど⁽²⁷⁾、財界人との関係も深かった。このうち渋沢栄一は協調会で副会長を務めたほか、協調会の常務理事であった田沢義輔は修養団の理事となっていたことも付記しておこう⁽²⁸⁾。

このような協調会と修養団の付き合いは、トップ同士であるがゆえにおこったのではなく、むしろ組織の目的からみても必然的なものであった。すなわち1921年2月に東京・世田谷の国士館内で実施された協調会主催の第1回労務者講習会は、実質的には修養団がおこなっていた⁽²⁹⁾。この労務者講習会は、対等な人格の相互尊重を目的として合計12回開催され、労資協調主義のなかで徐々に修養団運動が企業に浸透していった。ちなみに住友財閥は、修養団運動を積極的に導入した典型例である⁽³⁰⁾。そして1924年からは実施主体が協調会から修養団に移っていくなど、協調会が修養団の組織を利用する傾向が強まり、両社はさらに密接な関係を築いていった（この間の事情は、木下順による綿密な研究で明らかとなった⁽³¹⁾）。

このような関係が確立されていくなかで、協調会側の調査担当者が全国に多数の団員を有する修養団に話をもち込み、修養団が協調会による家計調査の下請け先になったのは、当然の成り行きであった。ただしここで修養団側からみると、自らの思想を普及する目的のために協調会を利用できることは便利なことであったが、協調会側からするとこのような思想団体に事業の大半を委託していたことが世間に公表されることは不都合なことであった。それゆえ上記のような協調会主催の第1回労務者講習会の件について、修養団側の資料（例えば『修養団運動八十年史』、『向上』、『蓮沼門三全集』の年譜等）にはその協力関係が明記されていたのに対して、協調会側の資料（例えば『協調会史』等）にはこの関係が一行も書かれていなかった⁽³²⁾。このような事情からすると、『俸給職工調査』の報告書本文中に修養団が全面的に支援していたことは書けなかったことがわかる。

修養団側の動きをさらに詳しくみてみよう。筆者が修養団本部で実施した保管資料の調査

によると、修養団側では『向上』第15巻第3号(1921年3月発行)と『希望』第4巻第3号(1921年3月発行)に、「社会奉仕団の提唱」という見出しでまったく同一の募集記事を掲載していたことが確認できた。ここで社会奉仕団とは、家計簿を漏れなく記帳することが自身の修養になるほか、社会問題を解決するための不可欠な基礎資料となる。修養団側では、このような目的に共感を持つ人々をまとめて社会奉仕団を結成することとした。また協調会側で当初から、修養団を利用しようと計画していた事実は、上記の「社会奉仕団の提唱」のなかで「我が盟友(つまり協調会)は絶対の信頼を以て敬愛する修養団員並に希望愛読者の社会奉仕に依って為し遂げようと計画せられた」⁽³³⁾(カッコ内と傍点は筆者)と記述されていることでも裏付けられる。このような事情のもとで、募集記事で1921年5月1日から7月31日までの満3ヶ月間としていた記帳期間は、実際には1年間に延長された。また申込者の資格が、当初は「一. 家族2人以上8人以内なること、二. 月収30円以上150円以内なること」⁽³⁴⁾であったが、最終的には300円以内に引き上げられている。このため②「記帳希望者が予想外に多数となり、その応募も容易におこなわれた」という点は、ほぼ間違いなからう。

ここで『向上』のみならず『希望』でも、記帳希望者を募集した理由を確認しておく必要がある。その背景には、『希望』が女性のみを対象としてまとまった発行部数が確保できていたこと、希望社が後藤の発案によって設立された組織であるため、事務局として便利であったこと、実務者レベルでも希望社が協調会と密接な関係にあったこと、があげられる。まず『希望』の発行部数については、1918年末0.75万部、1919年末2.6万部、1920年末5.9万部、1921年末7.5万部と急激に部数を拡大させていった⁽³⁵⁾。これだけまとまった女性読者は、家計簿の記帳者として大変に魅力を感じたにちがいない。ちなみに『向上』は1919年に1.2万部にすぎなかったから⁽³⁶⁾、発行部数で比較しても『希望』が『向上』よりも圧倒的に勝っていた。協調会側では、初めから修養団と希望社というよりも、希望社に的を絞って調査の依頼をおこなっていたと考えられる。

このように『希望』が驚異的な発行部数の伸びを達成できた背景には、いくつかの要因があった⁽³⁷⁾。一番大きな理由は、後藤の指導者としての魅力であったと思われる。その他の要因としては、雑誌の大きさを縦16cm×横9cm、総頁数を100頁以内とすることによって、販売価格を手頃な水準(1921年当時は10銭)に押さえ、若年の女性達にも購入しやすいようにしたことがあげられる。ちなみに『希望』の記事は、ほとんど後藤一人が執筆していたにすぎない。また販売方法として、書店を通じて販売するのではなく、「胸から胸へ」を合言葉として講演会後に共感した人同士で紹介しあう、いわば口コミで販路を拡大していった。この方法は、急激な販売増加には結びつかないものの、堅実な発売部数を確保できたに違いない。さらに1924年には、日本印刷学校を開校して、増えつづける雑誌の出版業務を希望社に寝泊りする女学生たちに手伝わせるなど、販売価格を圧縮しつつ弾力的な出版計画をたてや

すくするなど、積極的な事業運営をおこなっていた。後藤は教師であったにもかかわらず、かなり意欲的に事業を展開する商才も備えていた⁽³⁸⁾。

後藤の魅力に関連して、同人の経歴を簡単に紹介しておこう⁽³⁹⁾。後藤は、1906年3月に東京高等師範学校数学専修科を卒業し、長崎県立高等女学校教諭(1906年4月～1912年10月)、香川女子師範学校教諭(1912年10月～1918年3月)を経て、1918年より修養団の幹事長となった教育者であった。その経歴が示すとおり、一貫して女性に関する社会教育に熱心に取り組んでおり、この延長線上で1918年に希望社(経営形態は個人企業、ただし1930年に財団法人認可)を設立し、女子修養団員向けの機関紙『希望』を同年6月に創刊した。そして1925年に、蓮沼が修養団の資金を「横領」したという疑惑報道がなされたのを契機として、後藤は他の役員とともに修養団の理事(1923年に就任)を辞任し、希望社の運営に専念していった⁽⁴⁰⁾。

しかし1930年代に入ると、希望社の活動の急激な拡大に対して危機感を抱く一部の社員が現われ、その集団が内部告発によって騒ぎ始めたため、後藤は1933年に代表を辞任した(いわゆる希望社事件)。1933年4月には後藤が詐欺罪と公文書偽造罪で告訴(いわゆる第2次希望社事件)されて服役したため、希望社は同年7月に解散した。その後1934年には「心の家」を創設し、その運動は戦後まで引き継がれたが、希望社時代のような事業の拡張はおこなわなかった。このような経歴から判断するかぎり、後藤は家計調査の専門家ではなかったが、社会教育家としてカリスマ性のある人物であった。この特性を活かした同人の指示が、全国の女性を動かしたとみたほうが適切であろう。このように『俸給職工調査』は、修養団・希望社双方が組織を拡大していったタイミングのなかで実施されたことがわかる。

次に希望社の事業内容について。同社では設立当初、主に①冊子『希望』の発行、②各種修養書の出版、③修養会講習会の開催、④地方愛読者のため宿泊所の経営、⑤女学生のため修養寄宿舎経営、⑥朝鮮人女子留学生の世話、⑦朝鮮人女子視察団の歓迎、⑧全国希望愛読者会の本部、⑨日本家庭体育会の本部、⑩身上相談その他の解決、が事業内容であった⁽⁴¹⁾。それぞれの活動がどの程度の規模で実施されていたのか、その詳細を知ることは不可能であるが、おそらく希望社の活動は雑誌を中心とした啓蒙普及活動であったと考えられる。なお記帳希望者を募集していた当時、希望社の事務部門15部はほとんど女性が責任者(事務主任)となっていた。これら事務主任の女性は、第一区(北海道・東北ほか)から第十区(欧米ほか)までの地域別組織も担当しており⁽⁴²⁾、発送・回収業務は丁寧におこなっていたと推測される(この点で後掲の表4も参照)。

この点について、具体的な集計作業の中身を若干補足しておく⁽⁴³⁾。家計調査をいざ実施するとすると、毎月新しい家計簿を送付するほか、記入済みの家計簿が返送されてくるため、大量の郵送事務が発生した。ちなみに今回の調査で利用した家計簿の合計は、8463冊に及ん

表4 『俸給職工調査』の記帳者の地域分布

地域名	希望社の地域区分	『希望』の購読者数		1920年『国勢調査』世帯数②(戸)	購読率①/②(%)	『俸給職工調査』記帳者数③		抽出率③/①(%)	(参考) 修養団団員数④	
		(人)	構成比(%)			(戸)	構成比(%)		(人)	①/④(倍)
岡山	第6区	3,122	6.3	266,770	1.2	38	5.8	1.2	2,052	1.5
	第2区	3,045	6.1	771,845	0.4	93	14.3	3.1	2,134	1.4
東京	第1区	2,884	5.8	249,323	1.2	34	5.2	1.2	3,359	0.9
	第5区	2,589	5.2	492,529	0.5	95	14.6	3.7	5,221	0.5
福島	第6区	2,587	5.2	335,938	0.8	82	12.6	3.2	1,786	1.4
	第1区	2,294	4.6	193,645	1.2				2,824	0.8
栃木	第3区	2,064	4.1	287,086	0.7	51	7.8	2.5	2,391	0.9
	第8区	1,895	3.8	439,715	0.4	121	18.6	6.4	1,297	1.5
静岡	第8区	1,813	3.6	238,696	0.8				1,601	1.1
	第9区	1,712	3.4						349	4.9
福大	第8区	1,635	3.3	176,843	0.9				467	3.5
	第1区	1,606	3.2	195,486	0.8				1,514	1.1
群馬	第3区	1,567	3.1	218,943	0.7				1,795	0.9
	第6区	1,455	2.9	232,883	0.6				1,022	1.4
岐阜	第7区	1,334	2.7	145,252	0.9				1,149	1.2
	第9区	1,330	2.7						427	3.1
山香	第5区	1,208	2.4	567,104	0.2	67	10.3	5.5	382	3.2
	第5区	1,021	2.0	113,178	0.9				372	2.7
支那	第8区	974	2.0	227,700	0.4	11	1.7	1.1	133	7.3
	第3区	957	1.9	429,030	0.2	23	3.5	2.4	1,369	0.7
大群	第2区	854	1.7	261,142	0.3	16	2.5	1.9	545	1.6
	第1区	689	1.4	152,838	0.5	20	3.1	2.9	1,505	0.5
岐山	第3区	687	1.4	303,228	0.2				521	1.3
	第4区	667	1.3	328,321	0.2				537	1.2
山口	第8区	641	1.3	128,854	0.5				495	1.3
	第4区	636	1.3	124,910	0.5				424	1.5
山香	第8区	618	1.2	299,424	0.2				543	1.1
	第5区	612	1.2	276,931	0.2				285	2.1
支那	第1区	576	1.2	161,242	0.4				227	2.5
	第1区	555	1.1	449,820	0.1				281	2.0
北海道等	第2区	507	1.0	259,026	0.2				594	0.9
	第7区	486	1.0	228,445	0.2				154	3.2
千葉	第3区	461	0.9	114,686	0.4				266	1.7
	第8区	457	0.9	132,311	0.3				168	2.7
山宮	第4区	450	0.9	151,766	0.3				569	0.8
	第2区	433	0.9	237,949	0.2				524	0.8
青森	第1区	429	0.9	127,690	0.3				95	4.5
	第7区	397	0.8	145,023	0.3				49	8.1
高城	第2区	336	0.7	271,129	0.1				261	1.3
	第5区	325	0.7	161,742	0.2				55	5.9
和歌山	第6区	275	0.6	91,499	0.3				104	2.6
	第6区	273	0.5	157,652	0.2				74	3.7
鳥島	第1区	267	0.5	161,765	0.2				359	0.7
	第4区	202	0.4	141,255	0.1				666	0.3
台湾	第9区	199	0.4						39	5.1
	第7区	197	0.4	140,697	0.1				49	4.0
徳島	第5区	183	0.4	222,045	0.1				192	1.0
	第1区	148	0.3	144,304	0.1				49	3.0
滋賀	第5区	128	0.3	143,426	0.1				91	1.4
	第10区	38	0.1						43	1.5
欧米	第10区	26	0.1						3	7.0
	第9区	21	0.0	119,763	0.0				38	0.2
その他外国	第10区	6	0.0						38	0.2
合 計	—	49,871	100.0	11,220,849	0.4	651	100.0	1.3	41,449	1.2

(注) 1. 『希望』の購読者数の調査時点は、1920年12月10日である。

2. 北海道等には樺太を含む。

3. 希望社の地域区分とは、希望社の地方主任の担当地区名のことである。

4. 国勢調査の世帯とは、普通世帯+準世帯である。

5. 修養団団員数の調査時点は、1920年10月末である。

6. 修養団団員数のうち、支那は満洲のことである。

(資料) 希望社の地域区分は『希望』第4巻第3号の108頁。『希望』の購読者数は『希望』第4巻第1号、1921年。1920年の世帯総数は総務庁統計局監修『日本長期統計総覧』第1巻、1987年。協定会編『俸給職工調査』1925年。修養団団員数は、修養団運動八十年史編纂委員会編『修養団運動八十年史』(概史)、1985年の93頁。

だ。返送されてきた家計簿については、毎月、世帯ごとに記入内容をチェックした上で収支項目別に「分類番号」を打った。そしてこれらの分類番号を記入し終えた家計簿は相互にチェックしあった上で、「月別用紙」に項目別に転載・集計して、さらにそのデータを世帯別の「原表」に記載した。もちろん本稿で問題としている就業状態の把握のためには、職業欄に関する専門の集計作業が発生したはずである。さらに12ヵ月分の世帯データが集まったら、その内容をチェックした上で、データとしての採否を最終的に決めた。その後採用データを合計した上で1ヵ月の平均収支額を計算しなければならない。しかもこれらの基礎データにもとづいて、2次元の集計表を作成しつつ、分析結果にかんする文章を作成することになる。

このような膨大な作業は、とても協調会のわずかな担当者だけでおこなえるものではない。このため希望社の事務部門は、（正確な人数は把握できないが、少なくとも）各部やアルバイト等も動員できるなど、非常に強い味方であった。とにかく後藤の命令のもとで、社内の女性が一丸となって家計簿関連事務をおこなう希望社は、非常に魅力的な組織であったといえよう。ただし厳密にみると、上記のような一連の作業工程のうちどこまでを希望社が担っていたのかを確定する必要がある。残念ながらこれに関する情報は、今のところ入手していない。しかし筆者がかつて勤めていた組織で実施していたアンケート集計・分析業務の経験から判断すると、おそらく報告書の本文中に掲載されている図表に至るまで、集計業務はすべて希望社内の女性社員に手に委ねられていたのではないかと推測される。また後藤自身も、「私は明らかに断言した。『修養団員と希望愛読者に訴ふれば必ず出来る。』金鉄の如き男子の一諾！ 幹部一同も賛助を得、私が主任となって其の責を負ふ。何でもかでも為し遂げねばならぬ」⁽⁴⁴⁾という意気込みからも、かなり積極的に関与したはずである。

いま、『俸給職工調査』が『希望』の購読者をいかに利用しながら記帳者を決定してきたのかを、表4によってみてみよう。まず1920年12月に調査した『希望』の購読者数は、全国計（海外分を含む）で5万人弱に達しており、しかも地域的には適度に分散していた。ただし興味深いことに、後藤が教員として勤務していた長崎、香川両県はさほど多くはなく、むしろ岡山・東京といった地区が多く購読者を抱えていた。1920年の『国勢調査』の総世帯数で割った購読率をみると、岡山・福島・栃木の3県が1%以上と突出しているが、極端なバラツキはなかった。さらに記帳者数（戸数単位）を『希望』の購読者数で割った抽出率をみると、福岡・大阪が5%を超えており、そのほかでは兵庫・広島・東京が3%台で続いている。このように全国的に分散していた記帳者の事務を効率的におこなうために、各担当者が2県ずつ分担していた（「希望社の地域区分」の項目を参照）。もちろん記帳希望者は、その他の府県でもあったはずであるから、あえて事務作業の効率化を目的として、12府県に限定したことがわかる⁽⁴⁵⁾。

なお、修養団員と『希望』購読者との関係についても、表4（参考）のデータで確認して

おこう。修養団員は4.1万人、『希望』購読者数は5.0万人であるから、修養団の女性団員を2.0万人と多めに見積もっても、『希望』が修養団員以外の人々をかなり取り込んでいたことがわかる。ただし『希望』購読者数の多い県では修養団員も多くなっているため、修養団員と『希望』購読者の間には一定の親密さが形成されていたことがわかる。また『希望』購読者数を修養団員で割った比率①/④(ただし修養団員100人以上に限定)をみると、長崎7.3倍、朝鮮4.9倍、大分3.5倍、大阪・愛媛各3.2倍、支那3.1倍の順番となり、西日本と海外が高くなっている。後藤の教員時代を過ごした長崎も多くなっている。

実務面では、『俸給職工調査』の担当者であった協調会の参事林平馬(1883-1972)が、修養団本部幹事を務めていたため⁽⁴⁶⁾、実務者レベルでも希望社・修養団と協調会は密接な交流がおこなわれていた。同人と修養団との関係は後藤よりも古く、1912年より幹事を勤めたほか、1923年からは理事に就任していた⁽⁴⁷⁾。そして「理想的家計簿」を考案して希望社より販売するなど⁽⁴⁸⁾、家計の健全な運営にとって家計簿の記帳が重要であることを主張していた。ちなみに林は、日本体育会体操学校のち日本大学法律学科を卒業したにすぎないが、『俸給職工調査』の調査票をみるかぎりには、かなり慎重・丁寧な設計をおこなっていた(詳細は後述)。1921年2月に実施された協調会主催の第1回労務者講習会でも、この家計簿に関する知識が買われて、科外講演「生計調査に就て」を講演している⁽⁴⁹⁾。ただし『俸給職工調査』は同人が担当した初めての調査であること、しかも蓮沼の「横領」疑惑事件にともなって、後藤とともに林も修養団の理事を辞任したこと等も、追加情報として示しておかなければならない⁽⁵⁰⁾。

なお修養団内における蓮沼等と後藤の微妙な関係も留意しておかなければならない。なぜなら後藤は修養団の理事でありながら、希望社という自らの活動拠点を持っており、同人が1925年に理事を辞任するまでは、一つの組織内に2人の指導者がいたような状況であったというべきかもしれない。すなわち蓮沼が企業の男性従業員を中心に拡組織大を目指したのに対して、後藤が女教師などの女性中心であったから、しばしば組織運営上の対立が発生した可能性がある。このため修養団内では、調査体制が組織を上げて整備される可能性が低かったと推測される。この点は門外漢の筆者が即断することは危険である。そこで戦後、後藤と極めて近い関係にあった弁護士磯崎良誉氏からのヒアリングによっても、この推測は概ね間違いではなさそうである⁽⁵¹⁾。さらに磯崎氏の仲介によって後藤の蔵書類を保管している社会福祉法人新生会に現地調査をおこなった⁽⁵²⁾。同会は、後藤の愛弟子であった原正男が1957年に設立した社会福祉法人であり、そこには直筆原稿・著書等を保管した後藤静香記念館が併設されている。この現地調査でその保管されている資料のなかからも、それを推測させる資料類を確認することができた。

最後に、調査票についてみておこう。『俸給職工調査』では、図2のように家計簿方式を採用した『家計帳』という名称の調査票が使用されたが、その記入様式は『中等階級調査』よ

図2 『俸給職工調査』の調査票

(表紙)

(法 協 調 会 用)

大 正 年 月 分

家 計 帳

所住現	
世帯主 氏 名	

(表裏裏面)

家 族		謹 告
世帯主と の 関係	へか 年 齢	職 業
一 世帯主	歳	<p>●此帳面に有りのまゝを記入する事は、誰でも出来るわけではありません。又、誰方にでも、御願ひの出来る事ではありません。それは、一見、何んでもない事、のやうですが、永くつづける事は、非常な努力を續けねばならぬ事ですから、社會奉仕の考でやつて戴く方、でなければ、御願ひしても無駄であり、よし出来ても、信賴すべき調査の資料にはなりません。</p> <p>●本會は、貴方の篤志なる御人格に信賴して、此の難事を御願することになりました。どうぞ最後迄貴き努力を、お續け下さる様に御願ひ致します。</p> <p>●そして、此貴き御努力は、貴下の社會奉仕の記念として、永く保存して御誠意を留め度いと存じます。</p> <p>何れの間には、いろいろ御迷惑な事、出来ませうが、卒特別の御努力下さる様に、お願ひ致します。</p>
二	歳	
三	歳	
四	歳	
五	歳	
六	歳	
七	歳	
八	歳	
九	歳	
一〇	歳	

(資料) 協調会編『俸給職工調査』1925年、2頁。

図2 (つづき2)

(第四頁)

(現金と日用品の)	品 目	員 數	見 積 り 價 格	
	現 金 (切手共)			圓
越 線 の 月 前	米			
	麥			
	味 噌			
	醬 油			
	薪 炭			
	電車回数券			

(第三六頁)

(現金と日用品の)	品 目	員 數	見 積 り 價 格	
	現 金 (切手)			圓
高 残 未 月	米			
	麥			
	味 噌			
	醬 油			
	薪 炭			
	電車回数券			

(資料) 協調会編『俸給職工調査』1925年。4～5頁。

りもかなり簡便であった。とはいえ当時、家計簿の記入様式がかならずしも確定していなかった状況で、この調査票は毎日の収支を把握するフロー(現金・現物)部分と月初・月末のストック(現金・現物)部分を組み合わせることによって、資金の流入と流出を理論的に把握できるように工夫されていた。すなわち『家計帳』は、「家族状況欄」と1日ごとの「現金・物品別収支欄」と「月初・月末の主要品目残高欄」によって構成されていた。当時の調査としては、かなり進歩的であったと評価できよう。

ただし実際に使用するにあたって問題がないわけではない。例えば収支欄では、購入金額とその数量を同一スペース内で記入させる形式となっており、決して記帳しやすいとはいえないし、その使用目的の把握も不完全であった。買掛の記帳についても問題が発生していたと推測される。また月初・月末の主要品目の残高についても、商品の棚卸に近い方法であるがゆえに、それに馴染んでいない世帯では、フローの支出面と整合的に記帳できたとは思われぬ。おそらくこれらの事実から推測して、記帳者はしばしば困惑したのではないだろうか。その場合に身近に協調会の調査担当者がいれば、記帳方法について確認することができたが、東京地方(東京・神奈川)でさえそのような状況にはなかった。本文中に月末の現金残高等に関する分析結果が記述されていないが、その理由はおそらくこのような事情があったためと推測される。つまり③の「係員が地方に頻繁に出向いて記帳指導した」という点は、実施されなかったはずであるから、記帳が不完全とならざるをえなかった場合もあろう。

ちなみに記帳に関しては、『家計帳』の(記入につきて)という説明文で、「支出収入は、何でもかでも、一切を記入してください」、「反対に質入れした時、貯金を引出したとき、金を借りた時(家族からでも)、利殖した時、或は貸家の家賃上り、小作米上り、等其他何でも、一切の収入は皆、収入の処に記入して下さい」、「物品で収入したときは、其見積価格を記入して下さい。そして其下に、反物か、果物か、器具か、其物の品名を御記入下さい」などと、説明されている⁽⁵³⁾。さらに記帳例として、「六十五円、本月俸給」、「3円、母より借入れ」、「3円20銭、妻裁縫賃」などと明記されている。協調会側では、収支に関してあくまで詳細な情報を求めていた。

さらに注意しなければならない点は、世帯主の小遣いである。なぜなら『中等階級調査』では、『家計簿』のなかで世帯内の収入・支出を逐一記入させるだけでなく、世帯主に限ってその収支を記入させる方式(「主人用収支控」)に変えたためである。このような記帳方式の変更の背景には、おそらく当時の家族経済において世帯主(特に夫)の発言力が強く、それゆえ収入の一定割合を消費しているにもかかわらず、その具体的な支出内容を把握することが妻側で難しかったことが予想されるからである。このような家族経済内における性差について、協調会側でもある程度は予想していたと思われる。なぜなら図2(つづき1)の上段にある『家計帳』の記入例の枠外(注)において、「何々店支払何円トカ主人小遣何円デハ困

リマスカラ必ず内容ヲ記入シテ下サイ」（傍点は筆者）と注意を促していたからである。しかしこのような注書きが効果的であったかという点、『中等階級調査』で新たに「主人用収支控」も加えられたことから判断すると、結果は明らかであろう。おそらく主人の支出面を中心として一部の消費が欠落していたと思われる。

『家計帳』で得られた個別データをもとにして、収入内訳が世帯主、家族、借入、入質、実物、貯蓄引出、その他の7項目に集約化された。このため『俸給職工調査』で採用された収入概念は、『中等階級調査』と異なり実収入ベースの分類ではない。その一方で支出項目に関しては、厳密な用途分類方式を採用していたことが注目される⁽⁵⁴⁾。例えば鶏卵を用途別にみると、副食用は「食費」に、滋養用は「保健費」に分類するように指示するなど、現在の『家計調査』以上に厳密な分類方法であった。

一方、世帯員別の就業状態は、2つの方法で把握が可能であった。すなわち『家計帳』の表紙裏にある職業欄に記入された職業名から把握する方法と、『家計帳』の収入欄に記入された収入額から把握する方法である。どちらの方法が採用されたのかは、報告書中に記載されていない。これこそが、筆者と千本氏による論争の引き金となった原因である。ただし報告書の附録に、世帯員別・年齢階級別の有業・無業数が「延月数」として表示されているため、これが採用方法を定める一つのヒントとなる。この「延月数」とは、個人別に把握した月単位の就業情報を集計した総人月数（単位は、「人月」）と考えられる⁽⁵⁵⁾。

このような個人の就業情報を月単位で集計する就業状態の把握方法は、上記の両方法で利用することが可能である。しかし収入額から把握する方法では、就業関連データと収入関連データの整合性がとれる（つまりデータ相互で納得できる動きを示す）利点があるものの、職業名から把握する方法よりも作業量や煩雑さ等が増える。これらを勘案すると、『俸給職工調査』ではおそらく職業名から把握する方法が採用されたと推測される。この方法を採用したことによって、後述のように就業関連データと収入関連データで辻褃の合わない、大きな問題を抱え込むこととなった。ちなみに千本氏は、収入額から把握する方法を採用した上で拙著を批判しているが、後述の検証結果からこの批判は成立していないことをここで述べておこう。

総人月数による把握方法は、きわめて優れた方法である。なぜならば、この方法は月単位で就業の有無を把握しているため、『中等階級調査』のようなわずかに1ヵ月間しか実施しなかった調査とも比較が可能であるからだ。ただしこの方法にも、問題がないわけではない。まず毎月の『家計帳』から個人別の職業情報を抜き出し集計するために、膨大な作業量が発生することである。『俸給職工調査』では、幸運にも希望社の女性社員を最大限に活用できたから、この問題を解決することができた。次の問題点は、有業率の精度が毎月どの程度正確に職業情報が記入されたかに大きく依存することである。特に、たまたま短期間就業した場合など

は、職業と認識せずに職業名を記入しない可能性もある。この場合には、収入が発生しているにもかかわらず無業に分類されてしまう。いいかえると、記帳者が「職業」をいかに認識するか(つまり記帳者の職業観)によって就業状態の把握が実態と乖離したり、非世帯主収入と乖離する可能性がでてくる。

なお就業関連とは別に、世帯員数の計算方法にも注目しておきたい。すなわち『俸給職工調査』では、以下のように記述している。「先ず各世帯各月所属世帯員述べ日数を其月の日数で除した商を、其の世帯の其の月の世帯員数とし、此くの如くして算出した各月人員の和を十二分したる商を以て、其世帯の一年を通じての世帯員数と見做した」⁽⁵⁶⁾。このような厳密な方法は、当初から想定していたのか、それとも集計段階で考案したのかは不明である。しかし従来の家計調査の世帯員数と比較してもかなり丁寧な集計方法を採用しているといえよう。林は、同調査の途中で書記の榊原平八に調査を交代しているため⁽⁵⁷⁾、もしかしたら榊原が考案した方法であるかもしれない。榊原に関する個人情報ほとんど収集できていないが、少なくともこれらの生計調査をおこなった後、生活水準に関する著書を数冊出版していたことは把握できる⁽⁵⁸⁾。同人は戦前期に、協調会と関係した研究者であったことはほぼ間違いなからう。

4. 非世帯主の就業把握問題

前節で明らかになったように、『俸給職工調査』は『中等階級調査』と比べて調査期間はかなり長い。職業欄・収支欄の記入様式は簡便であった。しかも調査地域をみると、『中等階級調査』が東京府のみであったのに対して、『俸給職工調査』は全国12府県に及んでいたものの、調査期間中に協調会が直接に木目細かな記帳指導をしたことを裏付ける情報は、未だ確認されていない⁽⁵⁹⁾。

ただし、ここでいう「木目細かな記帳指導」とは、実態と一致させるためにおこなわれた収支の記帳に向けた適切な指導のことであり、記入漏れ等の形式的なチェックという意味ではない。この件に関連して、報告書中に以下のような記述がある。「加入者より毎月返送し来る家計帳は、別記収支項目の分類に依り、種目別番号の記入を兼ねこれが内容を審査し、従来各所の発表に見る所謂「項目記入洩」又は「項目不詳」なるもの、絶滅を期し、不審又は不明の点は一々照会を発してこれが完全を計った。而して初めの程はこれが問合せのみにて相当の手續を要したが、幸ひ加入者は控えの帳簿を所持せしもの多かりしを以て、一々明快なる回答を得て正確に分類を了することを得た」⁽⁶⁰⁾。以上の記述は、(おそらく希望社側の)事務手続きかつ記帳者側の記入の双方が、きわめて誠実におこなわれたことを示しているからである。形式的な面では、実に丁寧に作業が進んでいたことを認識しておかなければならない。

それゆえ我々は、残された可能性として『俸給職工調査』では記帳者の記入内容に独自の癖、いわば記帳バイアスが発生していた可能性を考える必要がある。おそらくこの記帳バイアスは、上記のような希望社の人海戦術でもどうしようなかったにちがいない。ここでは、その具体的な内容を把握するために、家族収入（正確には非世帯主収入）に注目してみたい。俸給世帯 35 戸のうち家族収入が記入されていた世帯数は 18 戸あったから、18 戸の家族収入の内訳を把握することによって、就業関連データとをすり合わせることによりその記帳バイアスの内容を理解することができる。つまり非世帯主のなかで、稼いだ人物ごとに就業月数とその 1 ヶ月当りの収入（実月収）の両方を推測することによって、内職収入か職業婦人としての外勤収入かを定めるほか、その記帳の程度もある程度把握することができる。ただし報告書中に個人別の情報が開示されていないため、これを正確に実施することは不可能であるが、関連情報を検討することによってそのアウトラインを確定することは可能である。

この作業をおこなう前提として、千本氏が主張したように「家族収入の記入されていた 18 戸すべての世帯で妻が就業していた」と仮定してみよう。いま『俸給職工調査』附録の就業データを続柄別に集計すると、表 5 のようになる。俸給世帯の妻で就業している総人月数は、50 人月（具体的には、20～24 歳 13 人月、25～29 歳 7 人月、30～34 歳 30 人月）であった⁽⁶¹⁾。18 戸の妻が就業していたとすれば、妻が就業した月数は平均でわずかに 2.8 ヶ月（＝50 人月 ÷ 18 戸）にすぎないこととなる。現実的に、俸給世帯の妻が 1 年間に 2.8 ヶ月だけ働いたとみなすことは難しいだろう。なぜなら職業婦人に代表される家庭外就業なら通常は継続して就業しているため、少なくとも半年以上の月数となっていなければならないし、反対に家計補助的な就業の場合にも相応の月数だけ就業しているはずだからである。つまり 50 人月は、どうみても中途半端に少ない総人月数であろう。

実は、この件と関連しているのかどうかは不明であるが、これらの就業関連データは『俸給職工調査』の末尾に「附録」という名称で、「統計表」とは分けて収録されている。しかも 6 地方と総平均の計 7 つの表が、1 地方 2 頁ずつ合計 14 頁にわたって公表されており、その情報量は注目すべきものがある。ただしその表名称は、あくまで「調査世帯ノ年齢構成（月収及職業別）」としており、それが実質的に就業関連データであると推測できないように表示されている。そのような事情に対応するように、本文中にはこれを利用した分析結果が一言も触れられていないほか、本稿の表 1 のような形での集計表さえ作成されていない。これらの事実は、どう考えても不思議としかいいようがない。

おそらくこれらの事実は、協調会の担当者が当初は本文中に分析結果を記述しようと思ひ希望社側に集計を依頼したにもかかわらず、なんらかの点で実態とかけ離れた数字が見つかったため、結果的に基礎データの掲載のみに留めたと考えることができるのではなかろうか。この点では、調査担当者側の作業ミスであったにもかかわらず、それを「附録」といった基

表5 『俸給職工調査』における俸給世帯の年齢別・就業状況別人月(東京地方分)

(単位:人月)

	男性					女性							
	男性家族			男性 雇人	総人月	妻			その他女性家族			女性 雇人	総人月
	無業 人月	有業 人月	総人月	無業 人月		有業 人月	総人月	無業 人月	有業 人月	総人月	無業 人月	有業 人月	
0～4歳	119	0	119	—	119	—	—	—	137	0	137	—	137
5～9歳	180	0	180	—	180	—	—	—	36	0	36	—	36
10～14歳	60	0	60	—	60	—	—	—	36	0	36	—	36
15～19歳	24	0	24	29	53	12	0	12	31	0	31	16	59
20～24歳	—	—	—	25	25	71	13	84	21	0	21	4	109
25～29歳	0	108	108	15	123	125	7	132	—	—	—	19	151
30～34歳	0	156	156	1	157	90	30	120	—	—	—	4	124
35～39歳	0	72	72	—	72	12	0	12	—	—	—	—	12
40～44歳	0	60	60	4	64	12	0	12	12	0	12	—	24
45～49歳	2	22	24	—	24	12	0	12	—	—	—	3	15
50～54歳	—	—	—	—	0	—	—	—	24	0	24	20	44
55～59歳	—	—	—	—	0	—	—	—	31	0	31	—	31
60歳以上	24	0	24	—	24	—	—	—	48	0	48	—	48
合計	409	418	827	74	901	334	50	384	376	0	376	66	826

(注) 1. 年齢区分は、調査票でかぞえ年を採用していた(詳しくは、図2を参照)ため、原資料の年齢から1歳引いて表示した。

2. 家族には、家族に準ずるもの(親族等)を含む。

3. 男性家族には世帯主を含む。

4. 雇人には、男女とも同居人・来客を含む。

5. —は該当集団なしを示す。

6. 上記のデータを次のように加工すると、表1の有業率となる。有業人月÷総人月=有業率。

(資料) 協調会編『俸給職工調査』附録4～5頁より集計。

礎表の形で誠実に公表したことに敬意を表したい。戦後の家計調査では絶対にありえないことも、家計調査の導入期であったがゆえに歴史の闇に葬られることなく、残されたのであると思えてならない。後世の我々は、是非ともこの謎を解明する責任を負っているのではなからうか。

それゆえ「1年間で2.8ヵ月のみ就業」という数字の背後に、いかなる理由があったのかを詳しくみておかなければならない。このためには、上記の計算方法にしたがって分母と分子にわけて検討することが効果的である。具体的には、①18戸のうち妻が就業していない世帯があった、②妻が職業名を記帳していない場合があった、③妻が収入額を記帳していない場合があった、という3つの理由が考えられる。このうち①と③が分母側要因であり、②が分子側要因である。また①と③が収入欄に関する要因であり、②は職業欄に関する要因であるともいえる。

このうち①については、そもそも18戸のベースとなっている家族収入があくまで「家族」と明記されているため、妻以外の非世帯主が就業していた可能性を否定できない。つまり18

戸で妻が就業していない場合（換言すると、妻以外の非世帯主が就業する場合）が発生していると考えられる。しかしこのような議論に対しては異論がでよう。なぜなら表5で、世帯主以外の男性家族（主に息子や父親）と妻以外の女性家族（主に娘や母親）のいずれも、有業率が0%と推測されるからである。すなわち非世帯主男性は、0～19歳および60歳以上の年齢階層に固まっていると考えられるし、妻以外女性は「その他女性家族」であるため、いずれの場合も有業率は0%となっている。おそらく千本氏の書評のなかで、第6の批判のベースとなっている「18戸はすべて妻のみ就業」という主張は、このようなデータにもとづいてると推測される。

しかしこのような議論を否定することは容易である。なぜならば、家族収入は『家計帳』の収入項目から集計しているのに対して、表5のベースとなっている人月は『家計帳』の職業欄から集計しているため、かならずこれらのデータが関連した情報（すなわち妻の就業等）が一致する保証はないからである。それにもかかわらず千本氏のように、両データが一致すると仮定して議論を進める必然性はまったく存在しない。しかも「中産階級にとって非世帯主が就業することは、かならずしも評価される行為ではない」といった社会通念が形成されていたため、妻がたとえ就業したほうが良い場合でも、就業を抑制する方向に作用したと思われる。このような社会通念は、性別役割分業の形成と深く関わっていたはずである。いずれにしても、我々が議論の前提としていた「18戸すべての妻が就業していた」という仮定は、つねに成立する必然性は存在しない。

なお上記のような就業関連データと収入関連データで整合性がとれない事例は、なにも『俸給職工調査』のみ発生していたわけではない。すなわち『第3回細民調査』においても、同様の事例が発生していた可能性がある。これに関連した問題点として、千本氏自身が「配布資料」のなかで、「(同調査の一部の統計表において) 無業の妻の欄に月収額が記載されている」⁽⁶²⁾（カッコ内は筆者）と指摘しており、その可能性がある事例を明らかにしていた。この事実をあえて、ここで披露しておきたい。おそらく千本氏も、このような集計上の不一致は納得できるのではなからうか（この点については、別稿「子供の労働は妻よりも市場参入的か？」の第2節第1項が詳しい）。

②は、妻が実際に就業していても、副業の場合（あるいは本業の場合でさえ）に記帳を抑制していた傾向があったと思われる。その背景には、そもそも職業欄が狭小であり、内職等の不定期の就業では職業名を記述しなかった可能性が高い。このような状況は協調会側でも当初から想定しており、『家計帳』の「記入につきて」では、「職業の處には勤め先の名と仕事の名とを御記入下さい、例へば「芝浦製作所鋳物職工」とか「仕立内職」とか。」⁽⁶³⁾と具体的な記入例を提示して、副業でも仕事名を記入する必要性を指摘していた。とはいえその前半部分では、所属組織の重要性が示されているため、この部分を中心に読めば内職を記入し

なくともかなわないとの解釈も可能である。さらにこの背景には、「ある程度の継続性が確保できなければ職業とはいえない」といった、定職にもとづく職業観が形成されていたことがあげられる。

なお以下の議論を深めるために、ここで非世帯主における本業・副業について若干、補足説明をしておかなければならない。まず本業とは、きわめて身近な用語であるが、具体的には(a)家業である職業、(b)継続的(またはある程度まとまった期間)に就業している職業、(c)複数の職業のうち最も収入額の多い職業、(d)主に生計費の支出を負担するような職業、(e)家計の主たる者が就業している職業等と説明することができる。このうち(a)では、非世帯主の場合にかならずしも就業しているかどうかは問題とされないほか、(b)のもっとも長期間継続して就業している職業(いわば定職)が、(c)のもっとも収入額が多い職業とはかぎらないだろう。このように実際に複数の職業に就業していた場合にどの職業を本業とみなすかは、かならずしも議論が一致するとは限らない。

他方、副業とは、本業以上に説明の難しい職業である⁽⁶⁴⁾。ここで本業に対応した形であえて定義を出せば、(f)家業(または本業)の合間におこなう余業としての職業、(g)不定期・短期間におこなう内職、(h)複数の職業のうち収入額が最も多い職業(つまり本業)以外の職業、(i)家内工業の一部、(j)家計の主なる者以外による家計を補助するような職業等があげられる。このうち(g)、(i)のように室内でおこなう内職だけに限定するのか、それとも(f)、(h)、(j)のように本業以外の職業全体に拡張するかによって、かなり職業イメージが異なってくる。なお1920～30年代に実施された東京市社会局編『内職に関する調査』でも、内職との関連で副業に関する定義が調査のたびに変更されており、結局のところ内職と副業の関係はかならずしも統一的に理解されていなかった。

以上のように本業・副業の多様な定義を考慮すると、このような対概念を就業状態の議論に導入すべきでないとも考えることもできよう。しかし現実はその逆であった。家計調査が活発化した1920年以降に限ってみても、『第3回細民調査』以降たびたび職業欄を設けて本業・副業別に職業を記入させることによって、この対概念が家計調査で利用されてきた。例えば、『第3回細民調査』では、「「本業は何なりや」との問に対し最初に答へたる職業を本業とし其の他の職業を副業と為すこと」⁽⁶⁵⁾と指示していた。また『中等階級調査』では、「職業「本業」ノ処ニハ小学校教員、中等教員、官吏、公吏、巡查、会社員、新聞記者、鋳物職工、印刷工、造船工、電車運転手等ト記ス。(中略)職業「副業」ノ処ニハ夜学校教師、翻訳、著述、養鶏ト記ス」⁽⁶⁶⁾と指導していた。内閣統計局『家計調査』でも、基本的には同様の記入例が示されているのみである⁽⁶⁷⁾。ここではすでに定義を作成することを放棄していたといえよう。

このように定義が具体的に決まらない概念が繰り返し使用されてきたのは、国民が本業・副業概念を個人別・世帯別の価値観にもとづいて漠然としながらも受け入れていたほか、調

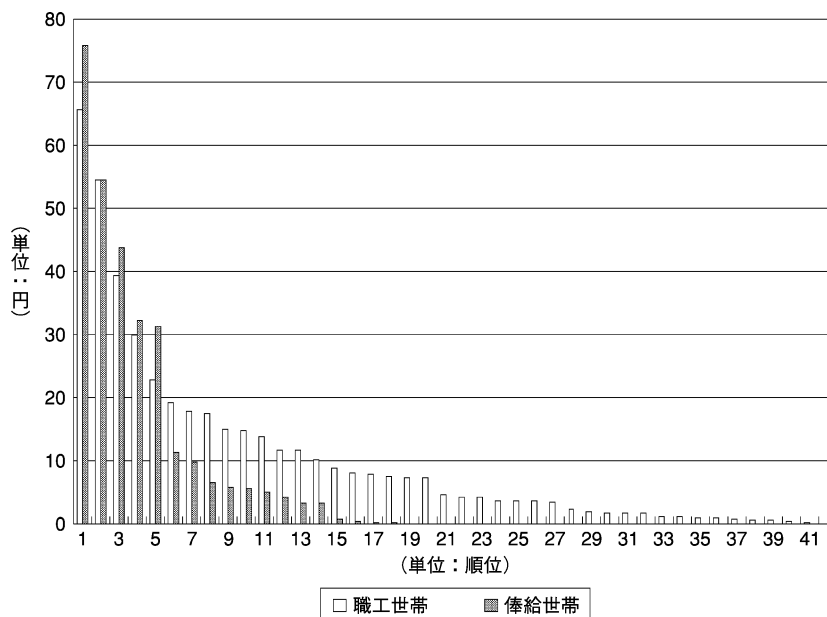
査担当者側もこのような状況を認識しつつ利用していたことを示している。それゆえ記帳者側が、上記のどの意味で使用していたかは不明であっても、収入を過小に記帳する事例を説明するには最も便利な用語であるように思われる。そこでは、上記のいずれかの意味で使用していたと考えてもよいが、もっと割り切って「本業は継続的に就業して生活の大半を支える職業、副業は断続的に就業または本業より収入の少ない職業」といった意味で扱うことも可能であろう。このような統計用語の漠然とした使用例は、現行の『就業構造基本調査』における就業状態の把握方法として使用されている有業者方式、すなわち「ふだんの状態として就業している否か」という基準で継続している、日本の特徴であることを指摘しておく⁽⁶⁸⁾。ここで「ふだんの状態」とは、継続的に就業しているか否かを基準として使用していると解釈することもできる。

さらに話を本業・副業の定義から職業観といったレベルに拡大すると、一つの無視できない事例があらわれる。それは就学期間中の子供による小銭稼ぎである。もし低所得階層であるならば、それはれっきとした「内職としての児童労働」として有業状態に分類されるほか、その行為自体にも職業名を付けるはずである。しかし中産階級が勃興してくると、世帯主の収入がアップして、その反面子供等の家計における貢献度は低下してくる。このような環境下で、「就学期間中の子供達には就業をさせるべきではない」という社会通念が拡大していくと、同じ行為を就業とみなさなくなるほか、職業名も付与されなくなる。本稿で扱っている家計調査は、まさにこのような問題が発生する所得階層のものであるため、(たとえ収入欄に小銭収入を記入したとしても) 職業欄に職業名が記入されないのは当たり前となる。

このような職業観の質的变化を統計上でいかに扱うかは、今後の大きな問題となろうが、少なくとも表5の子供等に相当する階層の有業人月が0となった背景には、このような事情があったことも無視できないだろう。この問題を性別役割分業仮説の延長線上にある研究テーマの一つとして、ここであえて提示しておきたい。また以上の議論は、子供の職業観と職業欄へ記帳するにあたって発生する問題であり、子供が実際に稼得した収入を収入欄に記帳する際の問題とは異なる話である。なぜなら子供の収入の記帳は、後述のように妻の副業とは異なり、かなり実態に近い状況で記帳されていたからである。この点をくれぐれも混同しないで議論を理解してほしい。

いずれにしても俸給世帯の妻や子供で就業関連データの信頼性が低かったことを主張したとしても、現にそれなりの家族収入と有業人月が統計表上に掲載されている。それゆえ我々は、18戸がいかなる世帯員の就業形態によって家族収入を稼得したのかを確定しなければならない。そこで図3では、『俸給職工調査』における家族収入を俸給・職工世帯別に、大きい順番で並べてみた。ここで俸給世帯は18戸、職工世帯は42戸である。この図によると、俸給世帯では明確に上位5戸と6戸以下で大きな段差が発生している。職工世帯でも、俸給世

図3 俸給・職工世帯の家族収入の大きさ(収入額の多い順)



(資料) 協定会編『俸給職工調査』の個票データより作成。

帯ほどの明確な段差は確認できないが、やはり上位4戸と5戸以下で段差らしきものが確認できるほか、上位20戸と21戸以下でも段差が発生している。それゆえ両世帯とも、上位4～5戸の家族収入の金額が、相応の水準にある点に注目しなければならない。

俸給世帯で発生した上位5戸周辺における段差は、千本氏も書評で指摘していたように、おそらく上位5戸の妻が職業婦人であったため発生した可能性が高いと思われる⁽⁶⁹⁾。ちなみに東京市社会局が1922年11・12月に実施した『職業婦人に関する調査』によると、職業婦人の総収入(俸給と副収入合計の平均月収)は、教員72.81円、タイピスト42.09円、看護婦42.13円、交換手37.68円、店員33.76円、事務員33.69円であった。このように上位5戸までの家族収入がほぼ職業婦人の総収入に一致しているから、この家族収入が継続して就業した結果に得られたものであると仮定すると、十分ありえる話である⁽⁷⁰⁾。もちろん職業婦人以外(例えば、家業における家内労働者、職工等)でこのレベルの収入を稼いでいた可能性も棄てきれないが、『希望』の購読者層に女教員等の職業婦人が多数含まれていたと思われる点からも、上記の考えは首肯されよう⁽⁷¹⁾。なお上位5戸では、妻が他の副業収入を持っている可能性、子供等による収入が同時に発生している可能性を排除するものではない点を補足しておきたい。

これらの推測は、『家計帳』の職業欄に妻が本業の場合のみ職業名を記入した(つまり継続

的に就業した)と想定して有業率を計算すると、4.6戸(=俸給世帯総数35戸×表1の妻の有業率13.0%)となり、この数値がまさに図3の大きな段差に一致することでも支持される。しかも表5における妻の有業50人月を5人で割ると、ちょうど10ヵ月となり、ほぼ年間を通して就業していたというシナリオが成立する。ただし上位5人の職業婦人たちが年間(12ヵ月)を通じて就業していたと厳密な仮定をおくと、それだけで60人月(=12月×5人)となり、明らかに50人月を上回ってしまう。この事実は、職業婦人たちがさき記帳を抑制(つまり1人当たり10ヵ月だけ記帳)していた可能性のあることを示唆しており、上記の②(分子側要因)を支持するものかもしれない。

それゆえ残り13.4戸は、子供等の収入か妻の副業収入であったと考えなければならないから、千本氏が想定していた「妻の就業のみ」ではなくなる。この推論は、上記の①(分母側要因)を肯定する理由となる。この13戸の就業内訳をさらに検討するために、図3を再度みてみよう。そうすると、さほど大きな段差はないものの、上位7~8戸と同14~15戸の2箇所でわずかな段差が確認できる。これらの状況から判断すると、おそらく上位6・7の2戸で妻が副業収入を得ており、上位8~18戸は子供等のみの収入であったと考えることができる(この場合に、上位6・7戸で子供等の収入が発生していた可能性を否定するものではない、念のため)。

以上のような推論は、きわめて無謀な試みではあるが、まったく根拠がないわけではない。すなわち①子供等は収入を記帳する可能性が高かったこと、②反対に妻の副業は記帳に消極的となるような社会通念があったこと、による。この2つの理由はいずれも後で詳述するが、とりあえず収入関連データに関する相反する記帳傾向があったと想定される。このため図3では、18戸の内訳が妻中心の就業7戸、子供等中心の就業11戸で、子供等が妻よりも大きく上回っている(ここで「中心」という意味は、収入の最も多い世帯員を指す)。実際にはこのほかに記帳されていない妻の副業収入があったと推測されるが、とにかく上記の推測は「当らずも遠からず」の数字となっているのではなかろうか。

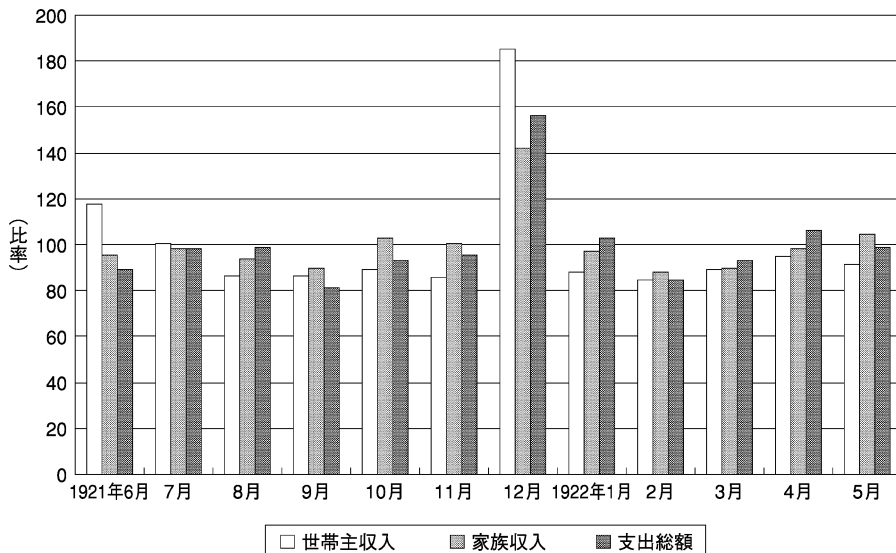
ただしここで注意しておかなければならないのは、我々が議論の焦点としている有業率と家族収入を容易に結びつけて考えることができない点である。これを説明するために、簡単な数値例を示そう。いま、1グループ4世帯として、両グループとも年間を通じて妻の有業率が25%であったと仮定する。ただし両グループで就業パターンを次のように変えてみる。Aグループでは、A1(個人番号、以下同様)が1~3月に就業、A2が4~6月に就業、A3が8~10月に就業、A4が10~12月に就業する。これに対してBグループでは、B1とB2はまったく就業せず、B3が1~6月に就業、B4が7~12月に就業している。そうすると家族(妻)収入の記入される世帯数は、Aグループでは4戸、Bグループでは2戸となる。このような事例からわかるように、有業率が同一水準であっても各世帯で妻の就業パター

ンが異なることによって、家族収入の計上される世帯数は大幅に変更される。すなわち有業率と家族収入はリンクしないため、上記のように家族収入の情報を中心としてその就業パターンを確定することは、非常に困難な作業である。このような推計作業をおこなうには、個人別に詳細な就業情報を入手することが必要となろう。

ところで『俸給職工調査』の本文中には、俸給世帯における収入・支出項目別の月別比率(年間の1ヵ月平均=100)が掲載されている⁽⁷²⁾。このデータは、大正末期における中所得階層の収支構造を月別に把握できる唯一のデータであるほか、同調査の統計表にも月別データが掲載されていないため、きわめて貴重なものである。ただしこの比率は、残念ながら全国の世帯を対象としたデータであるため、我々が注目している東京地方の動きと一致しない場合があるかもしれないが、それでも大まかな特徴を把握することはできよう。またこの月別の比率は、月ごとに家族収入総額を総世帯数(35戸)で割ったものであるため、もし1人当り賃金水準を12ヵ月で一定と仮定すれば、ほぼ月別の延就業者数の比率を表していることになる。

以上の特徴に注意して図4をみると、家族収入では12月のみ突出しており、142.0に達している。世帯主収入も賞与の影響により12ヵ月中で最大になっているほか、支出項目でも総額(経常的支出のほか借金返済等も含む)、借金返済のどちらも12月が年間で突出して大きくなっている。このような「年の瀬の物入り」事情を考慮すると、これらの収入や支出の増

図4 俸給世帯における月別収支水準の動向
(年間の1ヵ月平均=100)



(注) 支出総額の内訳には借金返済等の資金支出を含む。詳しくは、表3(B)の(注)4を参照。
(資料)『俸給職工調査』の18頁、21頁の表のデータより作成。

加に応じて臨時的に就業していた可能性が高くなる。おそらく子供等や妻で（たとえ副業のみであっても）記帳する可能性が高かった時期は、就業の可能性が高かった12月かせいぜい12月を中心とした冬場であったと推測できる。ただし12月の1ヵ月のみ就業した者が非常に目に付いたといえるほど多かったわけではないことにも留意すべきである。なぜなら就業者の延人数に占める12月の就業者数の割合は、 $11.8\% (= \frac{142.0}{1200} \times 100)$ にすぎない。これに対して、もし12月の収入が他の月と同じ水準であったなら、同割合は $8.3\% (= \frac{100}{1200} \times 100)$ であるから、さほど12月の突出傾向が目立っていたというほどではないことがわかつう。

ただし極端な事例として、「12月の1ヵ月だけ就業していた」と仮定できなくもない。その場合には、やや意外な結果が発生する。すなわち図3で確認したように、上位5戸以外の世帯は平均すると家族収入が5円ほどにすぎない。この金額は12ヵ月の平均額であるから、実際に12月の1ヵ月のみで稼いだ金額は60円（ $= 5円 \times \frac{12月}{1月}$ ）となる。本当に、1ヵ月だけ働いて60円もの収入を得ることができる都合の良い職業があったのであろうか。常識的に考えれば、当時の中産階級における非世帯主の職業（もちろん常勤の職業を除く）で月60円という収入水準は高すぎよう⁽⁷³⁾。このような簡単な計算から判断しても、図4の12月における突出は家族収入5円程度の世帯が1ヵ月だけ働いて達成されたわけではなかった。むしろ12月の家族収入は、基本的には職業婦人の所得に加えて子供等や妻の副業収入が合計されていたのであり、その突出は主に同月の職業婦人等の収入が他の月より大きかったこと（すなわち世帯主タイプ）から発生した可能性がある。以上は極めて重要な問題であるが、これ以上の検証は不可能であるから、ここで終わりにしたい。

他方、職工世帯でも、俸給世帯と同様の方法で就業者数を計算すると、3.9戸（=職工世帯総数74戸×表1の妻の有業率5.3%）となり、やはり図3における段差が発生する世帯数に近くなった。そしてこの大きな段差は、上位4戸までは妻の本業収入、それ以外は子供収入や一部には妻の副業収入であったために発生したのである。このような理由は、俸給世帯でも当てはまるものである。

ところで③の要因、すなわち妻が副業のみの場合にその収入額を記帳しない可能性が高かった理由として、当時の中産階級の世帯で妻の就業がいかに認識されていたかに注目する必要がある。おそらく「妻はなるべく家事等に徹した専業主婦であるべきだ」、「専業主婦は、中産階級にとって理想的な妻の立場である」といった社会通念が、少なくとも都市部に普及していたのではなかろうか。そのもとで就業を隠す傾向があったと思われる。これを直接証明することは困難であるが、例えば『俸給職工調査』中には、全国平均でみた家族収入が俸給世帯よりも職工世帯で多いことに関して、以下のような記述が確認できる。「職工のそれ（家庭）は年少又は婦人と雖も、何物か収入を得るの途あれば進んでこれに趨くに反し、俸給生活者の家庭に在つては対社会的体面を顧慮して、之を躊躇する傾あると（以下省略）」⁽⁷⁴⁾（カッ

コ内は筆者)といった記述がある。しかし妻の有業率をみると、全国平均でも俸給世帯が職工世帯を上回っていたため、上記の説明がそのまま適用できるわけではない。とはいえ俸給世帯でさえ、「対社会的体面」のために就業を控える傾向があったことから、この「対社会的体面」が記帳バイアスを発生させていたとしても、なんら不思議ではない。この記述に注目しておきたい。

職工世帯については、このような記帳バイアスの発生を明確に判断することは難しい。ただし職工世帯における有業世帯率(=家族収入の計上された世帯数÷総世帯数)が56.8%であり、俸給世帯の場合(51.4%)とさほど大きく変化していないため、やはり記帳しなかった場合もあるのではなからうか。さらに『家計帳』の表紙裏にあった職業欄は、本業・副業別に分割されていなかったほか、どうがんばっても本業(つまり継続的に就業する家業のような仕事)を書くスペースしかなかった。このため職業欄の狭小さも、俸給・職工世帯のいずれの妻でも副業収入の記帳を抑制させる効果があった⁽⁷⁵⁾。1年後に実施された『中等階級調査』において、職業欄が本業・副業別に分割された理由は、まさにこのような事情を反映していたということができよう。

ちなみに社会通念にもとづく記帳バイアスが発生した調査事例は、同時代になかったのであろうか。残念ながら、これとまったく同一の事例を収集することはできないが、職業名の記帳に関する類似した事例として、佐藤正広によって収集された国勢調査の事例があげられる⁽⁷⁶⁾。佐藤は、広島県内2ヵ村で実施された『昭和5年国勢調査』の予習調査を同年の『戸数割所得調査簿』と比較・分析して、同調査の記入に関する以下のような事実を得た。①予習調査では本業・副業を1種ずつ記入させたため、全所得額の2~3割、職業件数の4割以上が脱落していたこと、②農民の意識のなかで、各職業が「家業」との関係で、農耕(=家業)→養蚕(=副業)→労働→炭焼・日雇(=下等な副業)のような順に、貴賤のランクづけがおこなわれた可能性があること。農村部で発生したこのような記帳バイアスを、そのまま都市部に当てはめることはできない。しかし都市部でも、妻の就業に関して無業(つまり専業主婦)→本業(例えば職業婦人)→副業(例えば内職)という順番で職業の格付をしていたと想定しても、なんら不思議ではなからう。

ここで次の問題が発生する。それは家族収入として記帳されなかった妻の副業収入は、どこに消えたのかである。この点については、当然のことながら就業関連データの記帳問題と切り離して別に検討しなければならないが、報告書からはまったく情報を入手することができない。ただし『俸給職工調査』では、『家計帳』で支出額を個別に把握していたから、もし収入側で妻の副業収入を控除した金額を計上すると、ほぼ実態に近い状態で把握した支出側との差額分(つまりこの副業収入分)だけ赤字額を増やすことになってしまう。このような状況は、記帳者世帯にとっても実感と異なるから、なんらかの方法で調整したはずである。

例えば、支出額も若干抑制した可能性もあろうが、おそらく多くの場合は副業収入を夫の収入として計上していたのではなかろうか？ これはあくまで筆者の大胆な推測にすぎないが、そのように考えないかぎり整合性がとれない。このような考え方は従来の見方と大きく異なるが、一つの推論として提示しておきたい。

ちなみにこのような収入の記帳特性は、たんに社会通念に左右されて発生していたというよりも、その背後に家計における男性稼ぎ主（male-breadwinner）の経済支配力の強さや、それを支えた家族法体系も少なからず影響していたと考えるべきかもしれない。これらの世帯内におけるジェンダー関係の分析のためには、本稿で扱ってきた「実際の就業・収入状況と家計調査における就業・収入状況の記帳とのギャップ」を一つの計測指標として検討してみることも興味深いことではないだろうか。もちろんこの指標では、家内労働のように収入を計上しないことが慣例となる事例が含まれてしまうが、その場合にも夫の経済支配力（家計管理の主導権）がそのような結果をもたらしたと考えることもできるはずである。従来の家計分析があくまで世帯単位で分析しており、世帯員別の経済面での発言力の強さやそれにとまなう世帯内での資源・所得分配面に注目してこなかったがゆえに、おもしろい結果が出るのが期待される。

他方、妻が本業をもつ場合には、おそらく妻の収入を家族収入欄に素直に記帳していたのかもしれない。これは継続性基準（つまり継続して就業している職業を本業＝定職とする考え方）等の観点から、記帳することは当然のことであったとみなすことができるが、一方ではこの事実は働く妻を忌避した社会的風潮とは相容れないものである。それゆえそのような妻における本業、副業、専業主婦（つまり無業）との関係を整合的に理解するために、なんらかの理由付けを考えなければならない。これはおそらく当時の新聞・雑誌等のマスコミで盛んに注目され始めた、いわゆる職業婦人という新風俗によって、妻の本業が社会的に評価され始めたと考えられるのかもしれない。ただし彼女達が注目されたといっても、かならずしもその労働自体が好意的に受け入れられていたわけではなく、都市圏の産業構造が変化して職業婦人向けの労働需要が増加したためであったと考えるべきであろう⁽⁷⁷⁾。

妻における収入の記帳状況と比べると、子供等の場合には若干事情が異なるだろう。なぜなら妻の収入は、概して日常の生活費などいわゆる家計補助的な支出に振り向けられるのに対して、子供等の場合にはかならずしもそのようにはならないと思われる。すなわち既述のように、中産階級の子供における就業目的は、自らの支出（小遣いあるいは独立を想定した貯蓄等）に向けられる割合が高まり、家計補助的な要素は薄められることとなる。換言すると、子供の世帯内における経済貢献度が弱まるのが予想される。このような状況では、あえて世帯員共通の生活支出用として子供等の収入を世帯主収入に含める必要性は低下するはずである。それゆえ収入の記帳にあたっては、実態どおりに子供の収入と記帳される可能性

が高い。これは図3のなかで、俸給世帯の子供収入が比較的実態に近い状況で記帳されると推察した理由である。

以上のような各状況を整理するなら、非世帯主各人の収入額は、表6(左部分)のように計上されていたと推測される。もっとも調査の建前としては、いかなる収入であろうともその稼ぎ主ごとに収入額を正確に記帳することが義務付けられていたため、世帯によっては妻が副業のみであっても正直に記帳していた事例もあったと思われる。それゆえこの表は、あくまで調査世帯側の平均的な考え方を概念的に整理したにすぎないほか、実態よりもやや誇張されて記述されている点に留意されたい。とはいえ『俸給職工調査』の世帯主収入と家族収入(非世帯主収入)は、表6(右部分)のように実際の金額と比較して非世帯主の就業パターンによって過大・過小等の多様な事例が発生している可能性がある。

なお表6の議論の関連で、2点だけ指摘しておかなければならない点がある。第一は、『俸給職工調査』では世帯主の小遣いについてかならずしも正確に把握できていなかった可能性がある点だ(これは第2節で、同調査の調査票に関する部分で検討した議論である)。それゆえ支出側のデータが比較的に正確だという前提でおこなった上記の議論は、かならずしも成立しない場合もある。とはいっても極端な場合として世帯主小遣いの総額がいかなる方面に支出されたか把握できないとしても、小遣いの総額が把握できれば上記の議論は成立するから、かならずしも信頼性の低い議論ともいえないだろう。この点は、繰り返し指摘しておくが、とにかく新たな情報が入手できた段階で再度、検討する必要がある。

第二に、戦前期の家計調査では就業概念に関して、いわゆる本業・副業ベースと本業ベースという2種類の就業分類があった点にも言及しておく⁽⁷⁸⁾。すなわち有業者の認定に関して、前者は本業のみならず副業のみの場合でも有業とみなす定義、後者は本業のみを有業とみなす定義のことである。これらの概念は、筆者が初めて提示した概念であるが、この概念によ

表6 『俸給職工調査』における非世帯主の収入把握状況

非世帯主の就業 パターン	収入額の計上項目		実態と比較した計上レベル	
	「家族収入」	「世帯主収入」	「家族収入」	「世帯主収入」
妻(本)	○	—	適性	適性
妻(副)	×	○	過小	過大
妻(本+副)	○	—	適性	適性
妻(本)+子供等	○	—	適性	適性
妻(副)+子供等	子供等分	妻(副)分	過小	過大
子供等	○	—	適性	適性

- (注) 1. 就業パターンのうち(本)は本業、(副)は副業を示す。
 2. ○は収入の大半を計上、×は本来の計上場所だが大半を計上せず、—は該当部分なしを示す。
 3. 子供等とは、子供、親、その他親族を示す。

て従来まったく比較することができないとみなされていた家計調査等に掲載されていた有業率等を比較することが可能となった。筆者としては拙著における一つの貢献と考えていたが、残念ながら千本氏による一連の書評類では、まったく触れられていない点を付言しておく。

この分類方法に従うと、『俸給職工調査』は本業ベース、『中等階級調査』は本業・副業ベースであったとみなすことができる。もっともこれらの分類は、のちに実施された内閣統計局『家計調査』のように、調査実施機関がしかるべき目的のもとで採用することが多かったから、『俸給職工調査』のように調査世帯側の考えで結果的にそうなったにすぎない場合と分けて考える必要がある。つまり『俸給職工調査』の問題点が、調査実施機関側の要請で発生したわけではない点を明記しておかなければならない。

以上の議論のほか、『俸給職工調査』におけるデータの信頼性に関して、考慮しなければならない点を述べておく。それは、表5の雇人等（正式名称は「雇人同居人又ハ来客」）に関する特徴についてである。戦間期の都市圏中産階級では、女中を雇っている世帯がしばしば見受けられた。それゆえ同時期は「女中の時代」といわれることもあったが、表5でもこれら雇人等が一括して計上されている。ちなみに『中等階級調査』では、『俸給職工調査』の雇人に相当する続柄分類として、「僕婢」と「同居人」があげられている⁽⁷⁹⁾。そこでこれらの合計人数が世帯人員に占める割合をみると3.4%となり、『俸給職工調査』の8.1%よりかなり低くなっている。両調査の収入差を考慮しても、『俸給職工調査』が極端に高いように思われる。次に性比をみると、『俸給職工調査』では男性が女性を若干上回っており、通常指摘されるように女中を中心とした女性が多数を占める世帯構造とは異なっている。『中等階級調査』では男性22人、女性72人となり、通説どおりの人員比率となっているため、やはり『俸給職工調査』のほうが異常といわざるをえない。これらの件について、千本氏は特段なにも指摘されていないが、専門家の視点からは是非ご意見を伺いたいものである。

このように『俸給職工調査』のデータを細かくチェックすると、多くの点で実態や他の統計類とは異質なデータを見つけることができる。しかも『俸給職工調査』よりも『中等階級調査』のほうで、データとしての信頼性が高いように思われるが、この点に触れた研究論文は拙著以外では皆無である。ただしこれは、『中等階級調査』で記帳バイアスが解消されたことを意味するわけではない。なぜならこの事実を確認するためには、就業状態別（つまり有業・無業別）人数と収入階層別（当然のことながら、収入0円の項目を加える）人数とのクロス表などが必要となろう。残念ながら、このような表は報告書中に掲載されていないため、これを厳密に検証することは不可能である。

しかしこれを裏付ける間接的な情報がないわけではない。すなわち『俸給職工調査』よりも有業率が大幅に上昇したほか、（本稿では触れなかったが、比較的に実態に近い）『第3回細民調査』における有業率との関連でみて、有業率のバランスが適切と思われることである。

特に後者の点に関して、妻の有業率を比較すると、『第3回細民調査』44.3%>『中等階級調査』の職工世帯36.5%>『中等階級調査』の俸給世帯24.7%となり、各集団が適度な不等号関係となっている(このデータは、拙著の表5-2と表5-4から入手可)。このような関係は、筆者が提唱している子供労働優先仮説が成立するためにも、データの信頼性という視点から重要なことである(子供労働優先仮説については、別稿「子供の労働は妻よりも市場参入的か?」の第2節第1項が詳しい)。

ただし以上の事実は、統計調査としての信頼性が向上したことを意味するが、『中等階級調査』で記帳バイアスがまったくなくなったことを示しているわけではない。なぜなら本稿でくりかえし指摘したように、妻が専業主婦化することや子供達が高等教育を受ける傾向が強まるなか、社会通念上で定職志向の職業観が強化されていったことが考えられるからである。また男性稼ぎ主による経済支配力の存在や家族法体系も無視できない。このような家族経済を取り巻く社会環境が変わらない(おそらく高度成長期に入らない)かぎり、記帳バイアスはなくならないと思われる。それゆえ『中等階級調査』では、『家計簿』の様式変更(具体的には、「職業」の記入から「本業・副業別職業」の記入への変更等)にともなって記帳バイアスが大分解消されたことは事実であるが、それが完全になくなったと判断することはできないだろう。

5. 終わりに

本稿は、あくまで千本氏の疑問に答える形で議論を進めてきたが、実体は『俸給職工調査』を史料的価値の側面から検討したものである。ここでは、同調査が協調会によって直接実施されていたのではなく、修養団・希望社といった独創的な組織や後藤静香・林平馬といった個性的人物が、協調会と密接に関与しつつ実施していた。おそらくこの調査に関連して、これらの登場人物が織り成した数々のドラマがあったはずであろうが、本稿はこれらに関する情報のほんの触りを紹介したにすぎない。しかもデータの信頼性や癖に限ってみると、『俸給職工調査』は2種類の記帳バイアスが発生している可能性が高いことがわかった。このバイアスとは、職業欄に副業名(あるいは内職名)を記帳しないことと、収入欄に副業収入を記帳しないことである。これらのバイアスによって、世帯員別の収入額・有業率の双方で実態と乖離するケースが発生すると思われる。

以上を踏まえて千本氏の指摘した疑問点を検討すると、それが明らかにデータの読み違えから発していることがわかる。すなわち同氏の疑問は、『俸給職工調査』では収入額から就業状態を把握しているため、有業率のベースとなった就業関連データと家族収入のベースとなった収入関連データは整合性がとれている」ことを前提としている。しかし実態は、就業関連データと収入関連データは別個の情報源にもとづき集計されており、両データの整合性

はとれていない。また仮に整合性がとれているとみなして議論を進めても、不自然な数字が現われていた。それゆえ家族収入の定義を持ち出して筆者の有業者に関する定義を批判すること、すなわち「協調会調査の有業者には内職従事者が含まれているのではないか？」という疑問自体が意味のないものであるといえよう。もし筆者の有業者定義を批判するなら、職業欄での記帳バイアスという視点からおこなわなければならない。これが千本氏に対する正式な回答である。あわせて上記の主張は、拙著でも明確に記述されている点を付記しておく。

『俸給職工調査』において、就業関連データと収入関連データで整合性がとれないという史料上の問題点を指摘した研究者は、筆者が最初であった。千本氏を含めたいずれの研究者(物故者を含む)も、このような問題点に気がつかなかった。しかも、現在まで発表されているすべての書評において、残念ながらこの事実はまったく触れられていない。その点では、たとえ千本氏が筆者とまったく異なる考えを持って批判しようとも、この点に注目したことは大変にありがたかった。そして拙著の後半部分にあたる中低所得階層の分析では、まさにこの『俸給職工調査』において発見した本業ベースの就業把握法が契機となって、そこから子供労働優先仮説の発見(第5章)、戦間期における失業統計・家計調査における就業分類パターンの発見、低所得労働市場の失業率の推計(第6章)、世帯員別(特に子供)の就業行動の計量分析(第7章)といったように、相次いで重要な分析結果を摘出することができた。拙著→千本氏の書評・配布資料→筆者のリプライ→本稿という流れで繰り広げられた谷沢=千本論争は、あらためて『俸給職工調査』の史料価値の検証に焦点を絞り、それを一部の研究者のみの関心から多くの研究者の注目を浴びるように引出したほか、拙著の後半部分が『俸給職工調査』の視点から再評価できることを指摘できた点で、筆者にとって幸運なことであった。ここで千本氏に感謝したい。そして願わくば、後続の研究者がこのような歴史史料の特性に関心をもって欲しいものである。

歴史研究では、データの扱い方に関して常に2つの考え方が拮抗しているように思う。一つはデータの信頼性が確保できない(例えばサンプル数の圧倒的少なさ等)として使用しない慎重な考え方であり、もう一つは「データがあっただけでも幸運である」として無条件に使用する楽観的な考え方である。これらの考え方にあてはめると、千本氏の考え方はおそらく後者であったといえよう。しかしできるだけ実態に忠実にデータ分析をおこなおうとすると、上記の2つの方法とも満足できないはずである。なぜならデータ分析にとって重要なことは、どの程度の範囲またはレベルで当該史料の信頼性が確保されているのかを見極めることが重要であるからだ。実際は、これらの煩雑な手続きを首尾よくおこなえず、勢いこの種の作業は手を抜いてしまうことが多い。同調査についてみても、我が国における家計調査の黎明期に全国的規模で実施されたため、しばしば戦前期の家族経済を論じる際の基礎史料と

して利用されてきた。しかし拙著を別にすると、従来の研究ではその問題点をほとんど検討しないまま無批判に使用してきたため、遅まきながら先行研究の成果を再度見直す時期に来ているのではないだろうか。

ちなみに千本氏の代表論文「日本における性別役割分業の形成一家計調査をとおして」(以下、性別分業論文と略す)をみると、拙著と同様に『俸給職工調査』の東京地方分のデータを分析対象として使用している⁽⁸⁰⁾。すなわち同論文では、性別役割分業の形成に関する指標を世帯員別収入から作成しているが、そこでは「『俸給職工調査』には、記帳者による妻の過小計上は存在しない」という前提でデータを無批判に利用している。本稿で検討したように、世帯主収入の過大計上、非世帯主収入の過小計上といった収入額に関する記帳バイアスが発生している可能性があるため、千本氏による性別役割分業の形成時期に関する主張も、再検討すべきかもしれない⁽⁸¹⁾。併せて同論文では、『中等階級調査』も利用しているが⁽⁸²⁾、『俸給職工調査』と比較するにあたって、同調査のデータ特性は特に検討されていない。女性労働史の研究者である同氏でさえこのような認識を持っているため、おそらく現状では他の研究者も同様に考えているのではなかろうか⁽⁸³⁾。

ところで協調会については、1990年代後半より木下順・矢野達雄らによって徐々に研究が活発化し、2000年代に入ると法政大学大原社会問題研究所の研究者(梅田俊英・高橋彦博・横関至)が中心となり、同研究所との本格的な比較研究を実施するなど、協調会がさらに脚光を浴びるようになった⁽⁸⁴⁾。特に2004年に発表された『協調会の研究』では、協調会が実施した生活調査・農村調査等の調査活動のほか、組織や職員の個別動向、戦中から戦後にかけての組織改革など、研究テーマごとに具体的な事実が明らかにされており、従来の協調会イメージを変える成果も現われている。しかし同書でさえ、『俸給職工調査』について少なくとも本稿で指摘されたような事実は一切触れられていない。この点で本稿は、協調会研究において調査活動業務の視点から、組織の新たな性格付けをおこなう貢献をしたといえよう。

さらに統計制度史からみても、初期の家計調査では調査体制が整備されていなかったため、既存の組織を効率的に使用する必要性に迫られていた。本稿ではこのような難問を、希望社という個性的な組織とその支持者によって解決したという、隠れた事実を掘り起こした。そしてこのような過渡的な調査形態を経て、内閣統計局による本格的な家計調査へと時代は移っていった。しかし過渡的な措置であったとして、低い評価を与えることはできない。なぜなら内閣統計局『家計調査』と比較しても、調査期間(11月が中間月になるような期間設定等)、支出分類法の厳密さ、「総人月」単位の就業状態の把握等において、『俸給職工調査』のほうが勝っているからである。特に「総人月」単位の就業把握は、従来の研究でまったく注目されていなかったほか、内閣統計局『家計調査』では『中等階級調査』と同様に職業欄で本業・副業別の職業名を記入させる方法に変更された点を考慮しても、きわめて独創的な方法であっ

た。これらの点はこの機会に、正当な評価を与える必要がある。さらに社会通念にもとづく記帳バイアスの発生については、初期の家計調査ではつねに注目していく必要があるように思われる。

筆者は常々、戦前期の家計調査が戦後のそれとは比べものにならないほど多彩な情報を含んでおり、後世の研究者がその情報を完全に分析したわけではないと考えている。就業分析はその代表例であるが、家計調査には未だ隠れたメッセージが多くあると思われる。『俸給職工調査』も興味の尽きない統計の一つであるが、そのためにも同調査がかなりバイアスのある調査であることを認識する必要がある。この点を繰り返し主張して、本稿を終えることとしたい。

謝 辞

本稿を作成するために、1999年9～11月にかけて(財)修養団社会活動部担当部長大塚学氏、弁護士磯崎良誉氏、社会福祉法人新生会後藤静香記念館より、多くの貴重な情報を入手させていただいた（なお所属組織とその役職は1999年当時のものである）。また、筆者の元職場の上司である新日本海フェリー(株)調査役木呂子真彦氏は当時、偶然にも御尊父（敏彦氏）と親交のあった後藤静香の情報を収集していたため、磯崎氏への問合せや後藤静香記念館への現地調査に同行する労を惜しまれなかった（また本稿については、初稿を詳細に検討していただき、関連する情報をご教示してもらった）。これら関係者のご厚情にもかかわらず、筆者の怠慢から今日まで原稿の作成が遅延したことを深くお詫びしたい。ただし結果としてみると、その後に進展した協調会に関する最新の研究成果を取り入れることができた点は、予想外の幸せであった。最後に、本稿執筆の直接的な動機を与えて下さった阪南大学の千本暁子氏にも、記して謝意を表したい。

註

- (1) 千本氏による拙著の書評類は、以下の2つである。「書評 谷沢弘毅『近代日本の所得分布と家族経済』」『社会政策学会誌』第18号、2007年、「書評 谷沢弘毅『近代日本の所得分布と家族経済』」（社会政策学会第113回大会書評分科会における配布資料）、2006年10月21日。両論文の関係は、単に作成時期が異なるというだけでなく、後者の資料にもとづき前者が作成されているため、後者は前者の重要な基礎資料とみなすことができる。なお後者の資料は、谷沢弘毅「子供の労働は妻よりも市場参入的か？——千本暁子氏による批判の検証(1)」『札幌学院商経論集』第24巻第1号、2007年の末尾に再録されているので参照のこと。
- (2) 「配布資料」の4頁。
- (3) 『俸給職工調査』11頁。
- (4) 千本氏の批判のうちこの問題と関連するものとは、谷沢「子供の労働は妻よりも市場参入的か？」の第

2節第2項と同第6項である。

- (5) 相原茂・鯨島龍行編『統計日本経済』筑摩書房, 1971年の138~139頁。
- (6) 千本「書評」『社会政策学会誌』の170頁。
- (7) 例えば, 内務省社会局が実施した『第3回細民調査』も1921年11月の1ヵ月のみ実施されていた, 低所得階層を対象とした家計調査として有名である。
- (8) 『中等階級調査』(記述篇)の2頁。
- (9) 『俸給職工調査』の18頁, 表「一ヶ年平均一ヶ月収入百に付各収入(平均)」のデータによる。なおこの収入水準とは, 勤労収入のほか借入, 入質, 実物, 貯蓄引出等を含んだ金額(収入総額)である。それゆえ世帯主収入のみで見ると, 俸給世帯85.9, 職工世帯99.8となり, 両世帯とも収入総額よりもわずかに低下する。
- (10) 『俸給職工調査』の21頁, 表「一ヶ年平均一ヶ月消費百に付各月消費, 其壹(平均)」のデータによる。なおこの支出水準とは, いわゆる消費支出のほか借入金返済等を含んだ金額(支出総額)である。それゆえ必需品向け支出(第一生活費)で見ると, 俸給世帯107.1, 職工世帯111.0となり, 両世帯とも支出総額より若干上昇する。
- (11) ここで職業名ベースという名称を使用しているが, この名称は本稿で初めて使用するものである。なおこの名称に対応した用語は, 収入額を申告した者を有業者とみなす「現金収入ベース」であろうが, この用語は『近代日本の所得分布と家族経済』の303頁で使用されているので参照のこと。現金収入ベースの代表的な家計調査として, 『第3回細民調査』があげられよう。
- (12) この数値は, 『俸給職工調査』附録14~15頁の「調査世帯ノ年齢構成(延月数), 総平均」のデータより計算した。
- (13) 有業世帯率を用いた分析は, 『近代日本の所得分布と家族経済』の第5章で多数おこなっているため, 参照されたい。
- (14) 実質GNEは大川一司ほか編『国民所得』(長期経済統計, 第1巻), 東洋経済新報社, 1974年の213頁, 消費者物価指数は大川一司ほか編『物価』(長期経済統計, 第8巻), 東洋経済新報社, 1967年の135頁より入手した。
- (15) 「雑」という職業は, すぐに雑業を想定しがちであるが, 具体的にどの職業に該当するのかを確定することは困難である。ただし『俸給職工調査』では, 当初の希望職種として「第一班: 吏員の家庭, 第二班: 教員の家庭, 第三班: 社員の家庭, 第四班: 職工の家庭」(『社会奉仕団の提唱』『向上』の26頁)と想定していたが, 報告書中では「官公吏, 教員, 会社員, 化学飲食物, 機械器具, 交通, 鉱業, 染物, 染織, 雑」の10職種となっていた。これから推測すると, 「雑」は職工の1職種とみなさなければならないため雑工業と想定した。一方, 『中等階級調査』では「官吏, 公吏, 警察官, 小中学校教員, 銀行会社員, 電車従業員, 職工, 雑」と8職種があり, さらに俸給生活者(=官吏+公吏+警察官+小中学校教員+銀行会社員), 労働者(=電車従業員+職工), 其他(=雑)という3職種も使用されている。ちなみに千本氏は, この3職種のデータを使用している。しかし両調査とも「雑」という同一の名称を使用していることから, 『俸給職工調査』と同様に「雑工業」とみなした。もともとここでは「雑」をいかなる職業とみなそうとも, 『俸給職工調査』の職工世帯に「雑」が含まれていたことが重要な点である。
- (16) このような実収入・実支出概念への修正事例として, 相原・鯨島『統計日本経済』150頁の表48, 中川清『日本の都市下層』勁草書房, 1985年の103頁, 表5-1の(7)があげられる。ただし厳密にいうと, 筆者は修正にあたって実収入概念に「実物」, つまり実物収入(または現物消費分)を含めている。これは低所得階層などと比較したときに, 実物収入を無視することができないためである。
- (17) ここで「批判の理由付け」とは, 書評で第2番目の批判に「収入水準の異なる複数の調査を利用するのは明白な矛盾」という指摘があったことを意味している。
- (18) このように考える理由は, 千本氏の「日本における性別役割分業の形成——家計調査をとおして」荻野美穂・田辺玲子ほか編『制度としての〈女〉——性・産・家族の比較社会史』平凡社, 1990年という論文中でも, 同様のデータを利用して同様の加工(すなわち過ち)がおこなわれているためである。この点について詳しくは, 谷沢「子供の労働は妻よりも市場参入的か?」の註(40)を参照。

- (19) 以下の内容は、『中等階級調査』（記述篇）1925年の1～6頁に依る。
- (20) 『中等階級調査』（記述篇）8頁。
- (21) 厳密にいうと、実収入には現物収入が含まれていないが、ここでは含まれている点異なっている。以下では、この変則的な定義で議論する。
- (22) 『俸給職工調査』表紙裏の「凡例」。
- (23) 『俸給職工調査』6頁。
- (24) 日本統計研究所編『日本統計発達史』東京大学出版会、1960年の264頁
- (25) 修養団への問合せは、1999年9月3日に筆者一人でおこなった。なお修養団の活動については、修養団運動八十年史編纂委員会編『修養団運動八十年史（概史）』、1986年、修養団運動七十年史編纂室編『修養団七十年史（稿本）』1976年、修養団編集部編『修養団三十年史』修養団、1936年、小幡啓靖「初期修養団における学校教育への問題提起」『東京大学大学院教育学研究科紀要』第35巻、1995年を参照。
- (26) 宮地公一編『後藤静香・年譜（一）明治時代・大正時代』心の家大分県支部、1995年の467頁。
- (27) 『後藤静香・年譜（一）』の466頁。当時の著者4人の役職は、『修養団運動八十年史（概史）』の84頁より入手した。なお後藤静香の名前は、戸籍上では「しづか」と読むが、女性と間違われやすいため、自ら「せいこう」と発音するようになったという。新井淑子「女教師の生活と意識の実態にせまる——本書の成立と著者について」『女教員の真相及其本領：後藤静香著』（近代婦人問題名著選集続編、第4巻）日本図書センター、1982年の1頁。
- (28) 協調会については、法政大学大原社会問題研究所編『協調会の研究』柏書房、2004年、高橋彦博『戦間期日本の社会研究センター——大原社研と協調会』柏書房、2001年、協調会「偕和会」編『協調会史——協調会30年の歩み』1965年を参照。
- (29) 『修養団運動八十年史（概史）』の91頁。
- (30) 住友財閥と修養団の関係については、瀬岡誠「重工業財閥への発展」作道洋太郎編『住友財閥』日本経済新聞社、1982年の第6章の282～284頁が詳しい。
- (31) 修養団と協調会との密接な関係は、木下順「日本社会政策史の探求（上）——地方改良、修養団、協調会」『国学院経済学』第44巻第1号、1995年が詳しい。なお1920年代の修養団運動について、木下は以下のように評価している。「1920年代の修養団運動は、とりわけ田沢（義鋪理事）のイニシアティブのもとに、労働者の人格修養にもとづく「協調主義」イデオロギーと、それにもとづくインフォーマル集団の形成をつうじて、日本におけるオープンショップ運動——職場からの労働組合排除——に貢献したのである」（同論文、45頁）。
- (32) 詳しくは、木下「日本社会政策史の探求（上）」の32～33頁を見よ。
- (33) 「社会奉仕団の提唱」『向上』の25頁
- (34) 詳しくは、「社会奉仕団の提唱」『向上』の26頁を参照。なお二は、注目すべき条件である。なぜならば、①「収入については初め何らの限界を設けなかったが、」といった説明をおこなう専門書があったこと（『日本統計発達史』264頁）、②集計段階において世帯収入の上限を300円に引き上げたこと、のためである。特に②の点は、調査世帯数とともに、比較的に高所得層の記帳希望者が予想以上に集まったことを示唆する事実であるかもしれない。
- (35) 『希望』第4巻第10号、1924年の裏表紙。
- (36) 『向上』の詳しい発行部数は、『向上』第13巻7号、1919年の2頁を参照。
- (37) 以下の驚異的な発行部数の原因については、齋藤智哉「女教員の修養における身体の表象——後藤静香の希望社運動」『日本教師教育学会年報』第13号、2004年の75～76頁を参照。
- (38) 後藤の商才に関しては、例えば以下のような事例をあげておこう（関連情報は、『希望』第4巻第7号、1921年7月を参照）。①「希望」の愛読者会の設立（全国62ヶ所）、②賛助員（寄付金者）の募集、③5つの修省舎（女子の上京時の宿泊、産婆の実務研修等に利用する施設）や妊産婦預り所の開設、④修省寮（男子従業員の寄宿舎）の開設、⑤保護活動（遊学女子の世話全般）の実施。特に、②の寄付行為は積極的におこなわれたようである。
- (39) 後藤の履歴については、新井「女教師の生活と意識の実態にせまる」を参照。その他、宮地公一編『後

- 藤静香・年譜(一)』、『後藤静香(二)昭和時代』、『後藤静香(三)附記』いずれも心の家大分県支部、1995年、比留間力蔵『後藤静香功罪論』霜香堂、1932年、落合重信「修養団と後藤静香の希望社」『歴史と神戸』三ノ別冊1、1964年。齋藤「女教員の修養における身体の表象」。また修養団時代の役職については、「本部役員一覧、明治45年～昭和60年4月現在」『修養団運動八十年史編纂委員会編『修養団運動八十年史(資料編)』、1985年の147頁が詳しい。あわせて後藤静香選集刊行会編『後藤静香選集』全10巻、善本社、1978年も参照のこと。
- (40) 蓮沼による「横領」疑惑報道とそれによる修養団役員の辞任については、木下「日本社会政策史の探求」の46～47頁。また『修養団運動七十年史(稿本)』の574～575頁も参照。ちなみに蓮沼による「横領」疑惑は、大正14年2月5日付け『報知新聞』夕刊で報じられた。
- (41) 希望社の事業内容は、『希望』第1巻2号、1918年を参照。なお原資料中には、一部で差別的な表記が使われているが、これは原文の趣旨にそって言い換えをおこなった。
- (42) 記帳希望者の募集当時における希望社の事務分担(15部)については、「希望社事務主任一覧」、『希望社地方主任一覧』どちらも『希望』第4巻第3号、1921年の108頁を参照。ただし半年後には事務部門が26部に拡大したほか、調査部の事務内容について「生計調査をしてみます。尚一般の調査統計に当ります」と説明するなど、急速に調査体制を整備していったようである。詳細は、「希望社事務分掌一覧」『希望』第4巻第9号、1921年の66～67頁を参照。
- (43) 以下の記述は、『俸給職工調査』の6～7頁に基づいた。
- (44) 「社会奉仕団の提唱」『向上』の25頁。
- (45) 記帳希望の申込は、「社会奉仕団」への加入という形式をとり、「社会奉仕団加入申込書」を希望社調査部宛に郵送することとした。この点は、「社会奉仕団の提唱」『向上』の28頁を参照。これらの事実は希望社が主体的に動いていたことを示している。
- (46) 林平馬が『俸給職工調査』の担当者であったことは、『俸給職工調査』の(凡例)を参照。ただし同文章によると、その担当は途中で同人から書記の榊原平八に代わった。
- (47) 林の修養団における役職については、「本部役員一覧、明治45年～昭和60年4月現在」『修養団運動八十年史(資料編)』の146頁を参照。
- (48) 林による理想的家計簿の件は、「社会奉仕団の提唱」『向上』第15巻第3号、1921年の25頁に記述されている。同人は、理想的家計簿を作った理由として、「出納不明の処に家庭の団欒なし」と考えていたようである。この点は、『向上』第14巻第12号、1920年の裏表紙に掲載されていた理想的家計簿の広告より入手した。
- (49) 第1回労務者講習会の具体的内容については、『修養団運動七十年史(稿本)』の263頁を参照。
- (50) 林平馬の学歴・職歴については、横関至「主要職員人名録」『協働会の研究』の319～320頁を参照のこと。また林が修養団の理事を辞任したことは、『修養団運動七十年史(稿本)』の574～575頁を参照。
- (51) 磯崎氏への問い合わせは、1999年10月27日に木呂子真彦氏の同席のもと、同氏の銀座の事務所でおこなった。ちなみに同氏は、戦前は札幌高裁・大分高裁の検事を歴任したが、戦後は1959年より弁護士を開業した人物である。しかも1978年5月に社会福祉法人日本点字図書館の監事、1979年4月に社会教育団体「心の家」の代表理事に就任したほか、後藤静香記念館の実質的な責任者(鍵の管理責任者)となるなど、後藤静香と深い関係を有していた。以上の経歴等は木呂子氏のご教示によるが、その情報源は磯崎氏が1998年に出版した歌集『豊坂』に掲載されている経歴によるとのことである。
- (52) なお現地調査(所在地:群馬県高崎市中室田町4040-3(榛名高原邑内))は、1999年11月3～4日に筆者のほか磯崎氏、木呂子氏の3人で実施した。ただし正確に記述すると、磯崎・木呂子両氏は3日のみの日帰りであった。
- (53) 『俸給職工調査』3頁。
- (54) この点に関して、鮫島龍行は「この点はわが国における家計調査の考え方の進歩のひとつの里程碑とするに足りるだろう」と評価している。相原・鮫島『統計日本経済』の138頁。
- (55) 『俸給職工調査』中には、総人数数に関する説明は一切おこなわれていない。また附録のうち東北・東京・名古屋地方では、「延日数」と印刷されており、「延月数」(つまり総人数)ではない。しかしその他の地

- 方が「延月数」とされていること、「延日数」では意味が通じないこと等から、筆者が単位・解釈を修正した。
- (56) 『俸給職工調査』12頁
- (57) 『俸給職工調査』の「凡例」。
- (58) 榊原平八の経歴については、横関「主要職員人名録」の340頁を参照。ただしこの経歴は1927年までであり、その後についてはインターネット上の古書情報から以下のような1940年代初頭までの著書しか把握できない。『標準生活の研究』(助佐藤新興生活館, 1936年, 『産業青少年新生活読本』協和書房, 1940年, 『労務者標準生活——勤労者一般に就いて』東洋書館, 1941年。
- (59) それにもかかわらず鮫島は、『俸給職工調査』で世帯番号による個別世帯の収支を所得階級別に表章しているため、「かなり綿密な記帳指導と点検とがおこなわれていた」と(相原・鮫島『統計日本経済』の139頁)と指摘している。このような議論は、平均的な見方であろうが、実態を無視した評価であろう。
- (60) 『俸給職工調査』の7頁。
- (61) 『俸給職工調査』附録の5頁。
- (62) 「配布資料」の4頁。
- (63) 『俸給職工調査』の3頁。
- (64) 家計調査等における副業・内職の定義の変遷については、『近代日本の所得分布と家族経済』376～377頁が詳しい。
- (65) 内務省社会局編『細民生計状態調査』1926年の「細民戸別調査票記入心得」の4頁を参照。なおこの調査は、実質的に『第3回細民調査』の最終報告書であった。
- (66) 『中等階級調査』(記述篇)の8頁にある(記入心得ノ様式)による。
- (67) ただし『中等階級調査』と異なり、「職業二種以上ある者は、(中略)総ての職業を主なるものより準じに書くこと」という注記が追加された。ただし、ここで「主なるもの」の定義は不明のままであることを指摘しておこう。
- (68) 現行の就業状態の把握方法については、谷沢弘毅『経済統計』新世社, 2006年の144～145頁が詳しい。
- (69) 千本「書評」『社会政策学会誌』の170頁。なお厳密にいうと、上位5戸の妻が職業婦人である理由は、『俸給職工調査』中に関連情報が全く掲載されていないため、後述のようにその家族収入がしかるべき水準に達していると判断したからにすぎない。ただしその家族収入はあくまで12ヵ月の平均値であるから、千本氏のようにそのままの水準で他の職業別所得と比較することは大きな問題である。そのような事情を考慮して、仮に10～12ヵ月間就業していたとしても、このレベルの家族収入は職業婦人によって稼ぐことが可能であろう。上記のような千本氏による家族収入のデータ解釈上の問題点は、谷沢「子供の労働は妻よりも市場参入的か？」の第2節第6項でも指摘されている。
- (70) 東京市社会局編『職業婦人に関する調査』同市, 1924年(本稿では、近現代資料刊行会編『日本近代都市社会調査資料集成1, 東京市社会局調査報告書[大正九年～昭和十四年]』12, 大正十三年(4), 1995年を利用)の116頁。
- (71) 『希望』の購読者のなかに職業婦人が多数含まれていたという情報は、不確実なものであるが、大いにありえる話であったといえよう。なぜなら希望社の活動において、常に女子教育の重要性に着目した上で女教員問題が注目されていたから、女教員を中心とした職業婦人の応募世帯が多数あったと思われるためである。この点は、「私は本誌に毎月女教員問題を記す、又女教員の叫びを紹介する。斯くて女教員を刺激し、慰撫し、善導すると共に、本誌を通して当局者学校長等に女教員の声を聞かして、よく真相を理解せしめ、両々相俟つて我が国民教育の充実を図りたい(以下、省略)」(「希望」発刊の趣旨)『希望』第1巻第1号, 1918年の6頁)と主張していることでも理解できよう。
- (72) 『俸給職工調査』の18～28頁。
- (73) 月収60円を単純に12倍した年収720円という水準は、当時の国内全世帯平均の課税所得水準と比較して高すぎるからである。すなわち筆者の推計によると、1917年の課税所得は366.1円, 1924年は760.9円であった。これらの水準と比べると、たとえ本業レベルの職業であっても年収720円は、非世帯主にとって極端に高いと判断すべきであろう。1917年と1924年の課税所得額については、谷沢弘毅・中村研二・播

- 磨谷浩三「戦前東京における高額所得者の階層移動(試論)」『札幌学院商経論集』第23巻第2号, 2006年の127頁, 表4を参照。
- (74) 『俸給職工調査』15頁。
- (75) 職業欄のスペースから本業のみしか記入しなかったという点は、『近代日本の所得分布と家族経済』の374頁でも指摘している。
- (76) 以下の内容は、佐藤正広「初期国勢調査の諸問題——農村住民の「イエ」意識と職業調査：広島県下の事例」一橋大学経済研究所編『経済研究』第48巻第1号, 1997年による。なお2006年10月21日の学会では、千本氏の書評に対する反論として、筆者はこの佐藤による論文の内容を紹介した上で、記帳にともなう問題点を指摘した。もっともこの反論をおこなった後でも、同氏による書評ではこの事実が全く考慮されていない。
- (77) 職業婦人については、田崎宣義『日本女性生活史』第4巻(近代), 東京大学出版会, 1990年が詳しい。なお東京市社会局編『職業婦人に関する調査』によると、未婚者の割合が84%と圧倒的に多かった(同書, 83頁)。
- (78) 本業ベースと本業・副業ベースの有業者定義については、『近代日本の所得分布と家族経済』の第6章が詳しい。
- (79) 『中等階級調査』の16~17頁, 「第六表, 職業収入階級世帯ニ於ケル地位年齢性別人員(実数)」より計算。
- (80) 千本「日本における性別役割分業の形成」の212~213頁。
- (81) もしかしたら性別役割分業の形成時期がもっと遅れる可能性がある。この点については、性別分業論文で使用された内閣統計局『家計調査』のデータに関して、中川清がおこなった批判によっても補完される。すなわち中川は、性別分業論文に関して「その根拠とされている第二次内閣家計調査の調査対象そのものが「世帯主ノ勤労所得ヲ主タル収入トスル世帯」とされており、調査対象の下方への偏りとともに、その数値の信憑性は疑わしい」と指摘している(中川清『日本都市の生活変動』勤草書房, 2000年, 82頁の注(10))。ここで「調査対象の下方への偏り」が具体的に何を指しているのか不明であるが、きわめて大きな問題であろう。なお性別分業論文の抱える問題については、谷沢「子供の労働は妻よりも市場参入的か?」の註(57)を参照のこと。
- (82) 性別分業論文の213~214頁。また中川『日本の都市下層』では、103頁の表5-1, 107頁の図5-3で『中等階級調査』が使用されている。
- (83) その他に同様の考えを持っている研究者として中川清があげられる。このような世帯主収入の過大評価の可能性を、中川『日本の都市下層』103頁の表5-1(7)(8)に掲載されている職工世帯のデータで示しておこう(ちなみに中川の収入概念は、各統計とも実収入ベースで統一されている)。上記の表のうち(7)は『俸給職工調査』, (8)は『中等階級調査』の表であったが、勤労収入に占める世帯主収入の割合は(7)は94.3%, (8)は87.8%であった。勤労収入が(7)は102.25円, (8)は94.5円であり、その差はわずか3.58円であるから、『俸給職工調査』の世帯主収入の割合は高すぎる(ただし『俸給職工調査』の職工世帯のデータは表3(A)と若干異なるので注意のこと)。中川は、「収入構造は、世帯主収入の割合がほぼ八割強とほとんど変化しなかったで、以下、支出構造の変化を追ってみたい」(同書, 100頁, 傍点は筆者)として、支出構造の変化にのみ注目し、世帯主収入の変化には関心が払われていない。しかし上記のような数値から判断すると、『俸給職工調査』の世帯主収入のなかに、おそらく他の家族の収入が混ざっていた可能性がある。また中川『日本の都市下層』102頁の表5-1(5)(6)に掲載されている東京府産業部商工課『職工生計状態ニ関スル調査』1921年(調査時期は1920年5・7月)より勤労収入に占める世帯主収入の割合を計算すると、(5)の5月調査では82.7%, (6)の7月調査では87.5%となっており、やはり『俸給職工調査』の数値がかなり高くなっていることがわかる。
- (84) 1996年5月18日に開催された社会政策学会第92回大会では、協調会解散50周年を記念して、「協調会の今日的検討」という統一テーマのもとで3人の研究者による発表がおこなわれた。発表論文はその後に書き直され、以下の3篇として入手することができる。高橋彦博「協調会コーポラティズムの構造」、矢野達雄「戦前期争議調停における協調会の役割」、木下順「協調会の労務者講習会——アメリカ合衆国との

比較」いずれも『大原社会問題研究所雑誌』第458号、1997年1月に収録。さらに2000年代に入ると、高橋彦博『戦間期日本の社会研究センター——大原社研と協調会』柏書房、2001年、法政大学大原社会問題研究所編『協調会の研究』柏書房、2004年が出版されている。

（やざわ ひろたけ 日本経済論専攻）

（2007年8月1日受理）